

ご説明資料

令和5年10月

長崎の審査の経緯

○長崎IRについては、2022年4月末の計画申請以降、要求基準の審査として、資金調達の確実性に関する点について審査を重ねてきたところ。また、2023年4月以降、資金調達の確実性のほか、要求基準8(反社会勢力の排除)に関する点も論点とし、審査を進めてきたところ。

・ 2022年4月27日 区域整備計画の認定申請 【資金ストラクチャー 2022年4月時点】

・ 5月17日 事務局から長崎県に質問送付 (資金調達の確実性、IR事業の一体性・継続性について)
・ 5月31日 長崎県より回答 【資金ストラクチャー 2022年5月時点】

・ 6月9日 事務局から長崎県に質問送付 (資金調達の確実性について)
・ 6月24日 長崎県より回答

・ 7月14日 事務局から長崎県に質問送付 (資金調達の確実性について)
・ 8月26日 長崎県より回答 【資金ストラクチャー 2022年8月時点】

・ 11月7日 第16回審査委員会 長崎へのヒアリング (資金調達の確実性について)

・ 11月22日 事務局から長崎県に質問送付 (資金調達の確実性について)
・ 12月2日 第18回審査委員会 長崎へのヒアリング (資金調達の確実性について)
・ 12月5日 長崎県より回答

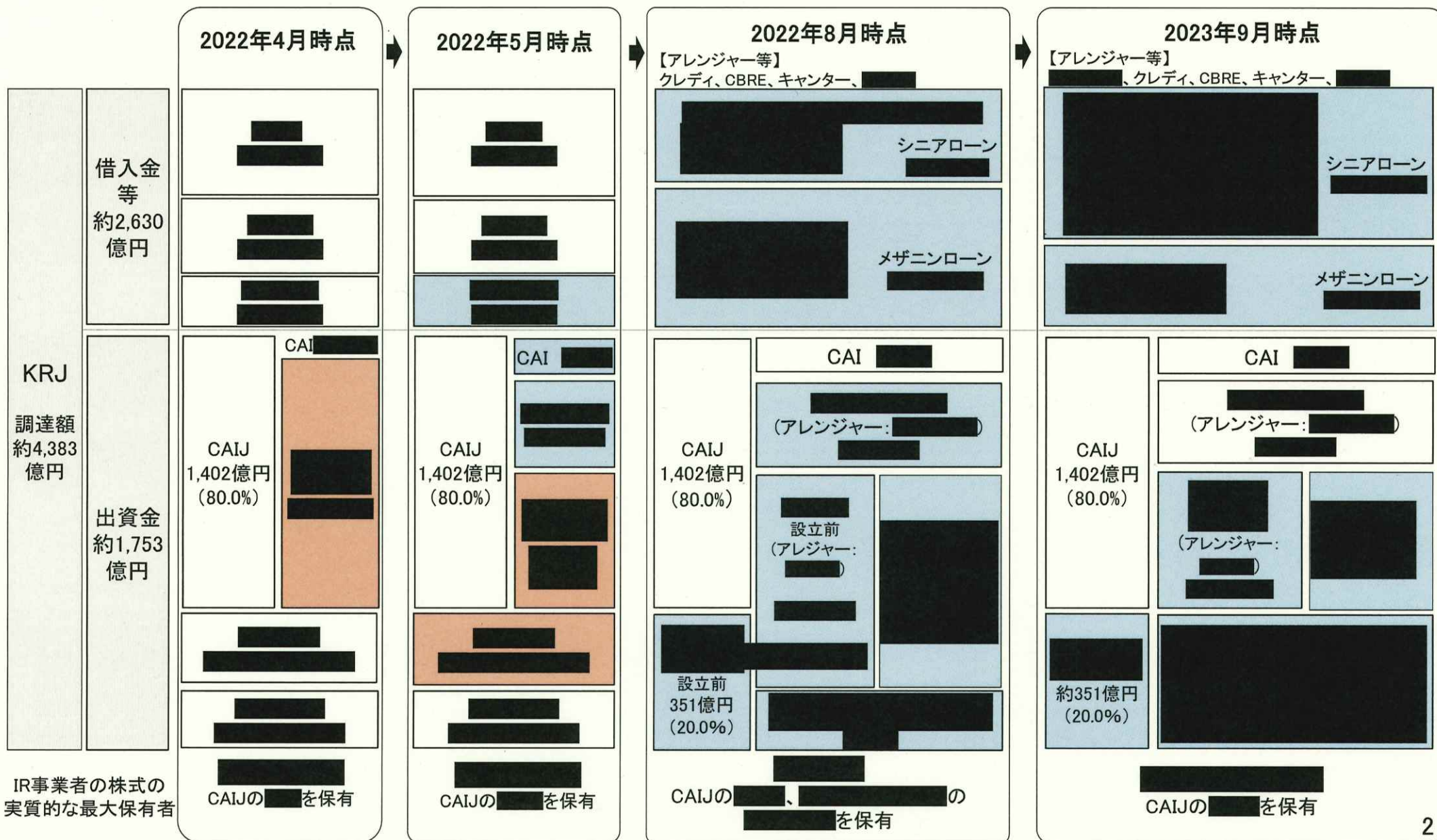
・ 2023年4月14日 審査継続の決定

・ 7月27日 事務局から長崎県に質問送付 (資金調達の確実性、要求基準8について)
・ 9月4日 長崎県より回答 【資金ストラクチャー 2023年9月時点】

【論点】資金ストラクチャーの変遷

事務局整理

- 認定申請後の質問回答において、出資・融資の両方のストラクチャーが変更されている(主な変更は青色)。
- 最大資金拠出者を含む出資の2者(赤色)がいなくなっており、主要な出資者も変更されている。



長崎への質問事項

○7月27日に、要求基準4(資金調達の確実性)及び要求基準8(反社会勢力の排除)に関する質問を送付。

要求基準4(資金調達の確実性)の関係

質問内容	
1	これまで回答された資金拠出に係るレターの内容に関して、出資・融資予定者(アレンジャー含む)それぞれの出資・融資予定金額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)の内訳と共に、<u>出資・融資実行の確実性について、説明を頂きたい。</u>
2	シニアローンの融資を予定している[]は、債務超過の危機的状況にあるとして、[]と[]との一部報道があるところ、<u>現在の[]の経営状況及び同行の融資の意向について、説明を頂きたい。</u>
3	出資・融資双方のアレンジャーとして、[]を出している[]が、[][]ことを踏まえて、[]が署名をしたレターの効力は継続するのか、[]も同社が本件のアレンジャーとして担う機能に変更はないか、<u>説明を頂きたい。</u>また、アレンジャー等の変更が生じる場合には、新規のアレンジャーの下での出資・融資の条件及び出資・融資実行の確実性について、説明を頂きたい。
4	融資の調達において、<u>キャンターフィッツジェラルド社、クレディスイス社、CRBE社のアレンジャー3者が協働していると説明があったが、[]が代表して提出したタームシート(令和4年8月26日受領)に関して、3者が当該タームシートに記載の具体的な条件に合意していることを、3者から個別又は連名で説明をいただきたい。</u>

○表側 4

○表側 4
誤：CRBE
正：CBRE

- 要求基準8の観点からは、区域整備計画においてIR事業者の役員、主要な株主の氏名・住所等の明記が必要となる。
- その前提として、これら役員、株主が特定されていることが必要。

【要求基準8】 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日）

- ① IR事業者の役員及び株主又は出資者について、
 - （i）カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、
 - （ii）暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、
 - （iii）暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、
- ② IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

【区域整備計画の記載項目】 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示（令和2年12月23日）

- ① IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所
- ③ IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置
- ④ IR事業者の主要株主等基準値^{（※1）}以上の数の議決権等の保有者^{（※2）}の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者^{（※2）}ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

※1 主要株主等基準値：議決権 ⇒ 総株主又は総出資者の議決権の100分の5

株式又は持分 ⇒ 発行済株式（当該会社の有する自己の株式を除く。）又は出資の総数又は総額の100分の5

※2 IR事業者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者を含む。

- 長崎について、これまで行ってきた審査を通じて判明した情報をもとに、提出が必要となる情報と提出状況を整理すると、以下のとおり。
- 前頁で挙げた役員、株主等の情報については、長崎の区域整備計画では十分に記載されていない。
- これを踏まえ、長崎に対して、数か月以上の期間を設けて、それまでに十分な回答（提出）を求める最終期限として、必要な情報の提出を求めることとしたい。

※ 区域整備計画において、現在記載の役員のほかに「IR事業者の出資企業及び業務委託予定企業の経験を有する人材を役員に任命する」旨が、質問回答において、「資金調達先や調達方法を一部変更する可能性がある」旨が記載されていることから、当該変更後の情報について確認することとする。

【必要な情報の提出状況】 ○:提出済 △:一部のみ提出済 ×:未提出 —:提出不要

※細部の一部は精査中

		代表者or管理人 の氏名	役員の 氏名or名称	役員の住所	株主等の情報 （「議決権等の所有者 ごとの株式又は持分 の種類、数及びその 割合並びに出資の金 額」）
IR事業者	KYUSHUリゾートジャパン	○	△	△	△
主要株主等基準値 以上の数の議決権 等の保有者	Casino Austria International Japan (CAIJ) (出資者)	○	○	○	△
	■■■■■ (出資者)	○	○	×	—
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	△
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	—

長崎への質問事項

要求基準8(反社会勢力の排除)の関係

	質問内容
5 1 9	IR事業者、CAIJ、 、 、 について、要求基準8に関する情報(※)の説明をいただきたい。 (※) 計画記載項目 - IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名 - IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所 - IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置 - IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 - IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 添付書類 - 設置運営事業者等の役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面) - 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) - 設置運営事業者等の設立時の議決権等の所有者(設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の所有者を含む。以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した書面 - 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の所有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 - 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の所有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 - 法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 - 設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者が法人等である場合における当該法人等の役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する次に掲げる書類 - 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 - 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
10	区域整備計画の添付書類として必要となる「設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」について、変更が生じる場合は、変更後の内容について説明を頂きたい。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

○7月27日に送付した質問に対し、長崎から9月4日に以下のとおり回答がなされたところ。

番号	1
質問の内容	これまで回答された資金拠出に係るレターの内容に関して、出資・融資予定者(アレンジャー含む)それぞれの出資・融資予定金額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)の内訳と共に、出資・融資実行の確実性について、説明を頂きたい。
回答 (1/2)	- 開業までの資金調達総額約4,383億円の内、出資金で1,753億円、借入金等で2,630億円(メザニンローン・社債等を含む)の調達を想定している。 - 資本、借入金等の調達に関し、出資・融資予定者と事業者の間に立ち、出資・融資に係る条件の設定並びに、交渉等の取りまとめ・調整を行うアレンジャーとしてクレディスイス社、XXXXXXXXXXキャンターフィッツジェラルド証券(以下、CFSJ社)の三社が共同して取り組んでいるが、この度これにXXXXXXXXXXが加わった。 - 海外のゲーミング業界等の金融に係る支援業務においてトップクラスの実績がある四社が、本プロジェクトの実現性ならびに、資金調達の確実性を高く評価した上で、本プロジェクトに対し「XXXXXXXXXX」を提出している。 - 金利を含む金融機関や投資家間のアレンジ業務はXXXXXXXXXXが主幹事(Mandated Lead Arranger / MLA)として担う。 - 全ての出資・融資予定者からIR事業者等(KYUSHU リゾートジャパン(以下、KRJ社)との中核株主となる Casinos Austria International Japan(以下、CAIJ社)、XXXXXXXXXX宛にXXXXXXXXXXが提出されている。併せて、主要な投資家の財務力を示す書類を添付している。各投資家等から取得したXXXXXXXXXXの総額は1兆円を超えている。 - なお、2022年取得時点でのXXXXXXXXXXにおいては、国の基準に照らし合わせて確実性を更に高めるため、主要な投資家等からは修正した内容で再取得をしている。 - KRJ社の出資金の構成については、中核企業であるCAIJ社が約80%(約1,402億円)、国内企業が出資する特別目的会社(SPC)であるXXXXXXXXXXが約20%(約351億円)を想定している。CAIJ社はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、CAIJ社から資金調達を行う。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	1
回答 (2/2)	- 借入金等に関しては、国内外の金融機関からシニアローン及びメザニンローンでの融資を受ける予定であり、構成はシニアローンが[REDACTED]、メザニンローンが[REDACTED]である。MLAが提示する想定金利は、シニアローン(国内)が[REDACTED]、シニアローン(海外)が[REDACTED]、メザニンローンが[REDACTED]であり、借入金等全体での平均金利は[REDACTED]となる。 - また、借入金等総額2,630億円に対して、総額[REDACTED]以上の[REDACTED]を収集しているため、個別の融資予定企業に不測の事態が起きた際には補填することができ、融資額が不足することはない。 - なお、2022年4月の区域整備計画提出時とは国際的な金融情勢が大きく異なるため想定金利が上昇しているが、事業性に問題はない。現在の事業計画ではエクイティ、シニアローン、メザニンローンの調達が同時であるという前提で事業性のシミュレーションをしているが、実際にはエクイティ、シニアローン、メザニンローンの順で、エクイティを優先して調達するため、キャッシュフローは現事業計画よりも改善し、仮に平均金利が[REDACTED]まで上昇しても資金繰りで破綻することはない。 - また、[REDACTED]の代表である[REDACTED]から長崎県知事あてに[REDACTED]が提出されており、万が一、一部の出資・融資予定者が最終的に不参加を決定、出資・融資額を減少させる等した場合には、不足資金を全額、用意をすることを保証している。 - なお、IR事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役員が個人である場合における当該個人に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため、長崎県警に対し照会をした結果を提出しており、一表にまとめている。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	2
質問の内容	シニアローンの融資を予定している[]は、債務超過の危機的状況にあるとして、[] []との一部報道があるところ、現在の[]の経営状況及び同行の融資の意向について、説明を頂きたい。
回答	・ []についての報道は承知しているが、[]は2023年7月15日付けで、改めて本プロジェクトに対して総額[]を、シニアローンにより提供する予定である趣旨のレターを提出している。一方で、一部報道による[]の状況を鑑み、本プロジェクトの資金調達計画において、[]を予備枠(融資総額2,630億円に含めない)とする。 ・ なお、[] []という追加報道を確認しているが、民間機関による報道であり真偽は不明である。[] 国際金融機関リストには今なお[]が記載されており、現時点では清算は完了しておらず、金融機関として存続しているものと認識している。 ・ なお、[]から新たにレターを取得し、シニアローンの強化を図った。 ・ 融資金額2,630億円に対し、拠出金額に含めていない予備枠が[] []あるため、[]の融資実行を行わなくなった場合においても、資金調達額は十分確保されている ・ 融資金額におけるシニアローンの割合は[]であるが、[]の融資実行が可能となった場合、最大[] []まで上昇する。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	3
質問の内容	出資・融資双方のアレンジャーとして、[]を出している[]が、[] []ことを踏まえて、[]が署名をしたレターの効力は継続するのか、[]も同社 が本件のアレンジャーとして担う機能に変更はないか、説明を頂きたい。また、アレンジャー等の変更が生じる場 合には、新規のアレンジャーの下での出資・融資の条件及び出資・融資実行の確実性について、説明を頂きたい。
回答	・ []と[]が発表[]された後、[]から[] []旨のレターが提 出されている。 ・ なお、[]の[]による[]においても、IR 事業者と[]の協議は継続 しており、[]に[]から提出されたレターは有効であると認識している。 ・ 一方で、[]が新たに本プロジェクトの主幹事(MLA)として参画し、金利を含む金融機関や投資家間の 調整業務等の機能を担うこととなったため、[]の相対的な役割はこれまでより縮小される。 ・ []からは[]に加えて、[]と、新たなタームシートが 提出されており、出資・融資の条件及び出資・融資実行の確実性を示している。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	4
質問の内容	融資の調達において、キャンターフィッツジェラルド社、クレディスイス社、CRBE社のアレンジャー3者が協働していると説明があったが、[]が代表して提出したタームシート(令和4年8月26日受領)に関して、3者が当該タームシートに記載の具体的な条件に合意していることを、3者から個別又は連名で説明をいただきたい。
回答	- これまで出資及び融資の調達において、CFSJ 社、クレディスイス社、[]のアレンジャー3者が協働して取り組んできたが、[]が新たに本プロジェクトの主幹事(MLA)として参画し、金利を含む金融機関や投資家間の調整業務等の主機能を担うこととなった。 []からは[]に加えて、レターを提出した[]と、新たなタームシートが提出されており、出資・融資の条件及び出資・融資実行の確実性を示している。 - なお、今回提出を受けたデットファイナンスに関するレターのうち、[]および、[]を通じてアレンジされたものではなく、全て[]、[]により直接取得および、[]、[]、を通じてアレンジされたものとなっている。 - 重ねて、[]から更新して提出されたタームシートは、[]から提出されたタームシートとほぼ近似した内容で記載されていることから、具体的な融資の条件に関して、双方が合意していると認識している。 - 以上のことから、競争原理の観点も含め、融資に係る調整は、[]、[]の2社にて行う方針としている。

○質問の内容

誤：CRBE

正：CBRE

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	5
質問の内容	IR事業者について、下記の事項について説明をいただきたい。 なお、役員に関する下記情報については、区域整備計画において、大屋氏と北中氏の2名を記載の上、「上記のほか、IR事業者の出資企業及び業務委託予定企業の経験を有する人材を役員に任命する。」と記載がされているところ、役員に変更が生じている又は今後変更が予定されている場合に説明をいただきたい。また、既に回答済の内容についても改めて説明をいただきたい。 ・役員の氏名又は名称及び住所 ・主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・設置運営事業者等の役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面) ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・役員が個人である場合における当該個人に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・役員が個人である場合における当該個人に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
回答 (1/2)	・KRJ 社について、必要書類を添付する。IR事業開発及び経営の経験を有する■■■■の役員就任予定者から役員就任承諾書及び経歴書が提出されている。 ・「主要株主等基準値以上の数の議決権等の所有者」については、添付「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に則って変更を行う予定である。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号

5

回答

(2/2)

<代表者・役員の氏名（現在）>

役職	氏名	住所
代表取締役	大屋 高志	（個人情報のため住所は非公表）
取締役	北中 信也	（個人情報のため住所は非公表）

<代表者・役員の氏名（予定者）>

役職	氏名	住所

<主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（現在）>

保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額
Casinos Austria International Japan 株式会社				

<主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（将来の予定）>

保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額
Casinos Austria International Japan 株式会社			約 80%	約 1,402 億円
			約 20%	約 351 億円

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	6
質問の内容	IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者であるCasinos Austria International Japan株式会社(以下、CAIJ)について、下記の事項を説明いただきたい。 なお、役員に関する下記情報については、役員に変更が生じている又は今後変更が予定されている場合に説明をいただきたい。また、既に回答済の内容についても改めて説明をいただきたい。 ・代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・CAIJの主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
回答 (1/2)	・CAIJ 社について、必要書類を添付する。役員の変更並びに「主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者」については、添付「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に則って変更を行う予定である。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	6																					
回答 (2/2)	<代表者・役員の氏名> <table><tr><td>役職</td><td>氏名</td><td>住所</td></tr><tr><td>代表取締役</td><td>林 明男</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>眞鍋 圭子</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>ルドルフ・ブフマン</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>加藤 浩之</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>藤目 将光</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr><tr><td>監査役</td><td>青柳 武治</td><td>(個人情報のため住所は非公表)</td></tr></table>	役職	氏名	住所	代表取締役	林 明男	(個人情報のため住所は非公表)	取締役	眞鍋 圭子	(個人情報のため住所は非公表)	取締役	ルドルフ・ブフマン	(個人情報のため住所は非公表)	取締役	加藤 浩之	(個人情報のため住所は非公表)	取締役	藤目 将光	(個人情報のため住所は非公表)	監査役	青柳 武治	(個人情報のため住所は非公表)
	役職	氏名	住所																			
	代表取締役	林 明男	(個人情報のため住所は非公表)																			
	取締役	眞鍋 圭子	(個人情報のため住所は非公表)																			
	取締役	ルドルフ・ブフマン	(個人情報のため住所は非公表)																			
	取締役	加藤 浩之	(個人情報のため住所は非公表)																			
	取締役	藤目 将光	(個人情報のため住所は非公表)																			
	監査役	青柳 武治	(個人情報のため住所は非公表)																			
	<主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(現在)> <table><tr><td>保有者</td><td>株式又は持分の種類</td><td>株式の数</td><td>割合</td><td>出資の金額</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr></table>	保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額																
	保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額																	
<主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(将来の予定)> <table><tr><td>保有者</td><td>株式又は持分の種類</td><td>株式の数</td><td>割合</td><td>出資の金額</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td>Casinos Austria International GmbH</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額						Casinos Austria International GmbH											
保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額																		
Casinos Austria International GmbH																						

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	7						
質問の内容	IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である[REDACTED]について、下記の事項について説明をいただきたい。 なお、役員に関する下記情報については、役員に変更が生じている又は今後変更が予定されている場合に説明をいただきたい。また、既に回答済の内容についても改めて説明をいただきたい。 ・代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書						
回答	・ [REDACTED]について、必要書類を添付する。役員の変更について今後の予定はないとの報告を受けている。 <代表者・役員の氏名(現在)> <table><tr><td>役職</td><td>氏名</td><td>住所</td></tr><tr><td colspan="3">[REDACTED]</td></tr></table>	役職	氏名	住所	[REDACTED]		
役職	氏名	住所					
[REDACTED]							

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	8
質問の内容	IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者となり得る■■■■■について、設立状況のほか、下記の事項について説明をいただきたい。 なお、■■■■■が未設立の場合、回答提出時点で予定している内容について説明をいただきたい。 ・代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・■■■■■の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額 ・定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書
回答 (1/2)	・ ■■■■■付で■■■■■を設立しており、必要書類を添付する。

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	8				
回答 (2/2)	<代表者・役員の氏名>				
	役職	氏名	住所		
	<主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者>				
	保有者	株式又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	9								
質問の内容	IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者となり得る[redacted]について、設立状況のほか、下記の事項について説明をいただきたい。 なお、[redacted]が未設立の場合、回答提出時点で予定している内容について説明をいただきたい。 ・代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ・定款、登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。) ・法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 ・役員(当該役員が個人である場合に限る。)に関する、法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書								
回答	・[redacted]について、[redacted]付で[redacted]として設立しており、必要書類を添付する。 <代表者・役員の氏名> <table><tr><td>役職</td><td>氏名</td><td>住所</td></tr><tr><td colspan="3">[redacted]</td></tr></table>			役職	氏名	住所	[redacted]		
役職	氏名	住所							
[redacted]									

長崎県・IR事業者からの回答(2023年9月4日)

番号	10
質問の内容	区域整備計画の添付書類として必要となる「設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」について、変更が生じる場合は、変更後の内容について説明を頂きたい。
回答	「設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」について、区域整備計画の添付書類36として提出しており、関連書類として区域整備計画の添付書類35を提出していたが、対象者の拡大に伴い、日付を更新して再提出する。

(事務局補足)

「設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面」の内容について変更はない。

要求基準8の回答状況のまとめ

【必要な情報の提出状況】 ○:提出済 △:一部のみ提出済 ×:未提出 -:提出不要

※ ○(提出済)となった情報について、区域整備計画への記載はなされていない。

		代表者or 管理人 の氏名	役員の 氏名or名称	役員の住所	株主等の情報 (「議決権等の保有者ごとの株 式又は持分の種類、数及びそ の割合並びに出資の金額」)
① IR 事業者	KYUSHUリゾート ジャパン	○	△⇒○ 役員の予定者が更新	△⇒○ 役員の予定者 の住所提出	△⇒○
② 主要株 主等基 準値以 上の数 の議決 権等の 保有者	CAIJ (出資者)	○	○ 役員追加	○ 追加役員を含む 住所提出	△⇒○
	(出資者)	×⇒○	×⇒○	×⇒○ の住所提出	△⇒○
	(出資者)	○	○	×⇒○ の住所提出	-
	(出資者)	×⇒○	×⇒○	×⇒○ の住所提出	-

審査の論点 ・ 今後の審査の進め方

論点(案)

○今後詰めていくべき論点は以下のとおり。

【認定申請手続きの観点】

○認定審査の過程においてIR事業者(KRJ)や中核株主であるCAIJへの主要な出資者が変更。申請中の計画の変更に該当するのかどうか。申請後の計画の差替え・訂正を認めない「認定申請手続、認定審査に関する基本的事項」に照らしてどう考えるか。

【要求基準4(資金調達の確実性)】

○資金調達の確実性(要求基準4)について以下の点を精査・確認する必要があるのではないか。

- ・資金拠出レターの出融資条件と既に撤退した出資者のレターとを比較することにより、出融資予定者の撤退リスクについて精査
- ・出資レターの提出者(■■■■・■■■■)について、会社としての実態を確認する必要があるのではないか。
- ・IR事業者(KRJ)が全体の資金ストラクチャーを把握しているか、ひいては資金調達能力を有するのか。(IR事業者の資金ストラクチャーと資金拠出レターの宛先とが不整合、■■■■の経営状態を把握できていない)

【要求基準8(反社会勢力の排除)】

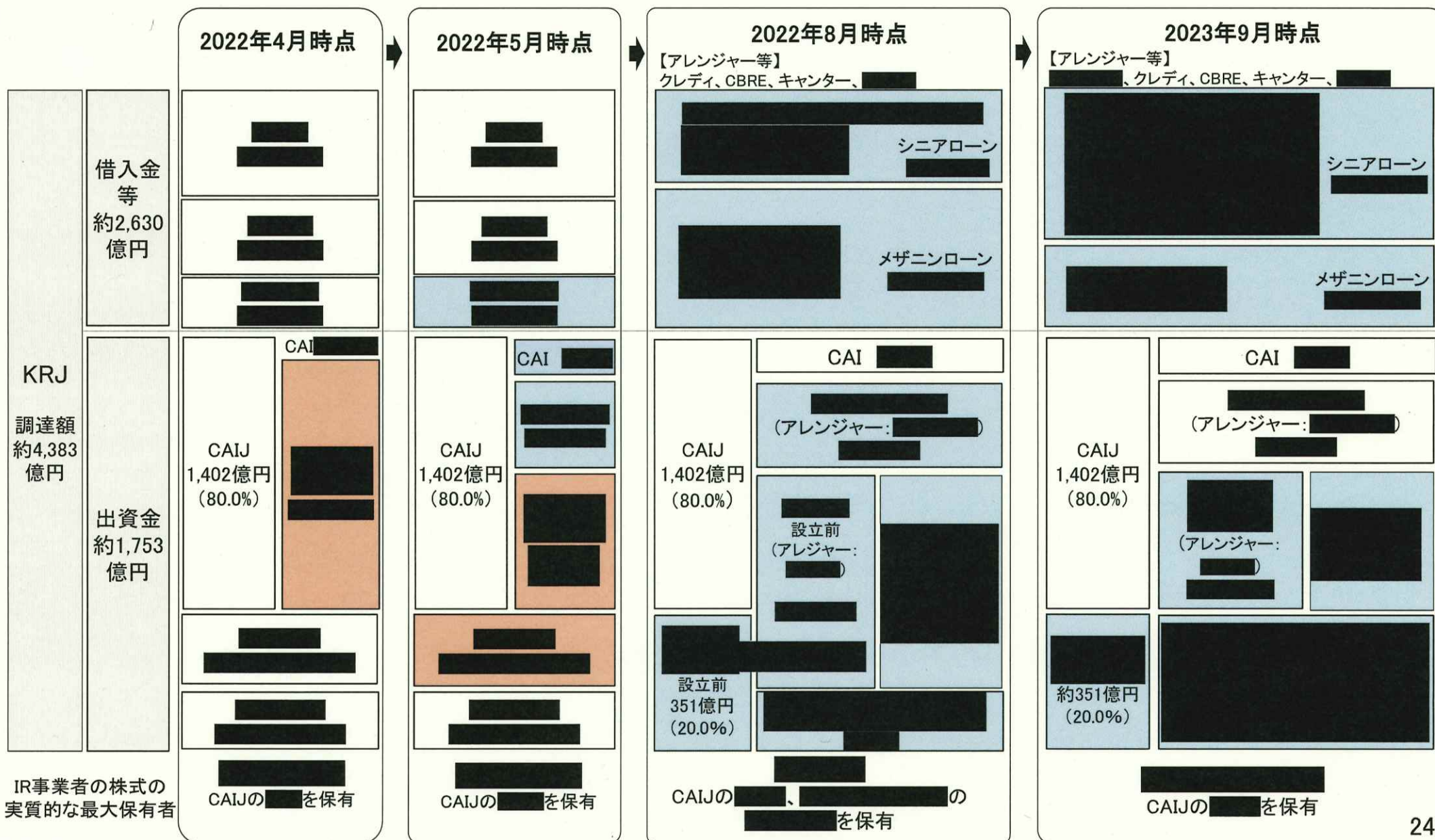
○計画の申請後、IR事業者(KRJ)への出資者が変更されており、長崎県は廉潔性を審査する対象を適切に評価できているのか、確認する必要があるのではないか。

【要求基準11(一体的かつ継続的なIR事業の実施)】

【要求基準15(カジノの設置・運営に伴う有害影響排除)】

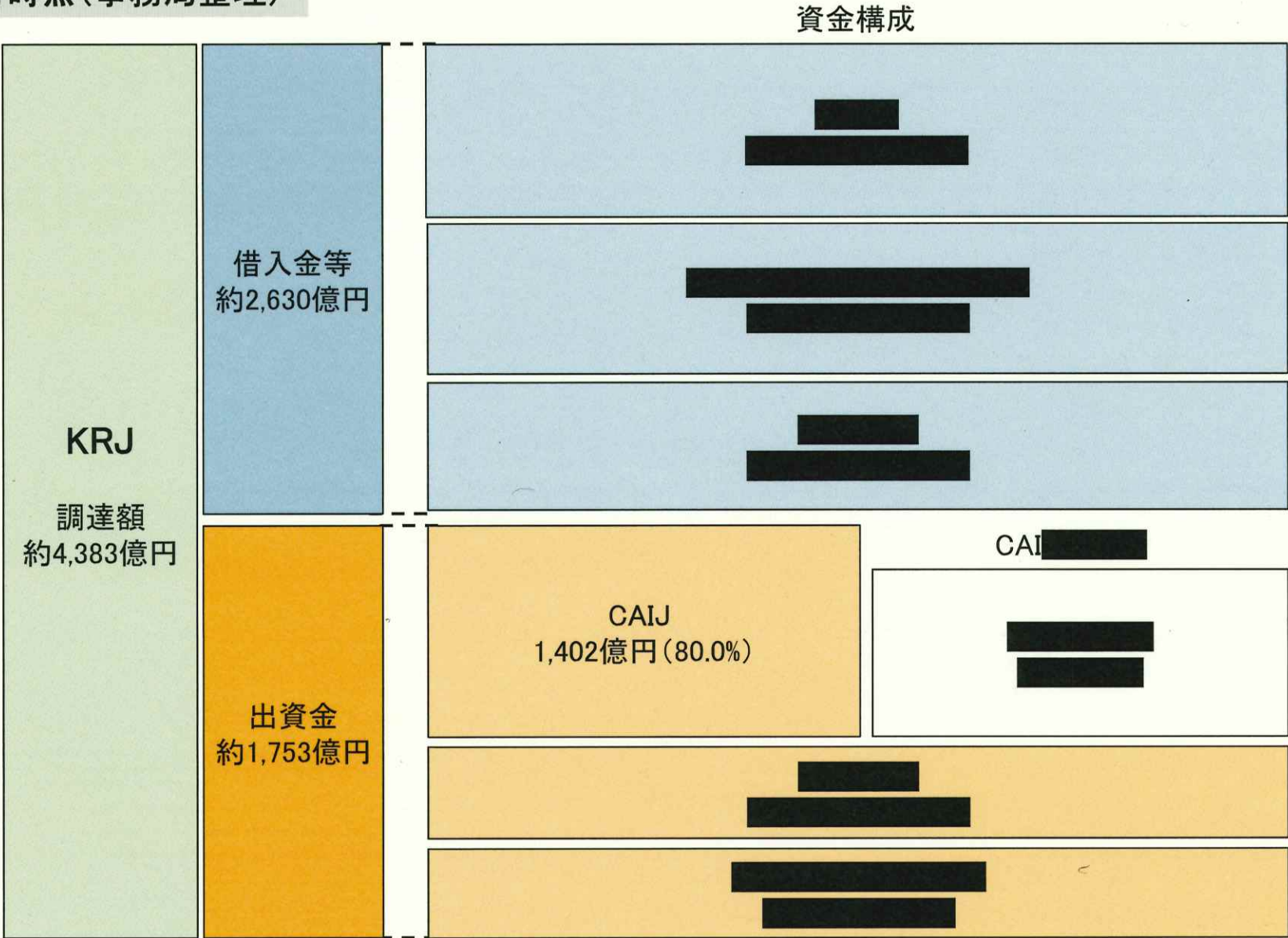
○IR事業者(KRJ)及び主要な出資者(CAIJ・■■■■・■■■■)のうちに、IR整備やカジノ事業のノウハウや実績を有する主体が見当たらないのではないか。計画内容の実現性について確認する必要があるのではないか。

- 認定申請後の質問回答において、出資・融資の両方のストラクチャーが変更されている(主な変更は青色)。
- 最大資金拠出者を含む出資の2者(赤色)がいなくなっており、主要な出資者も変更されている。



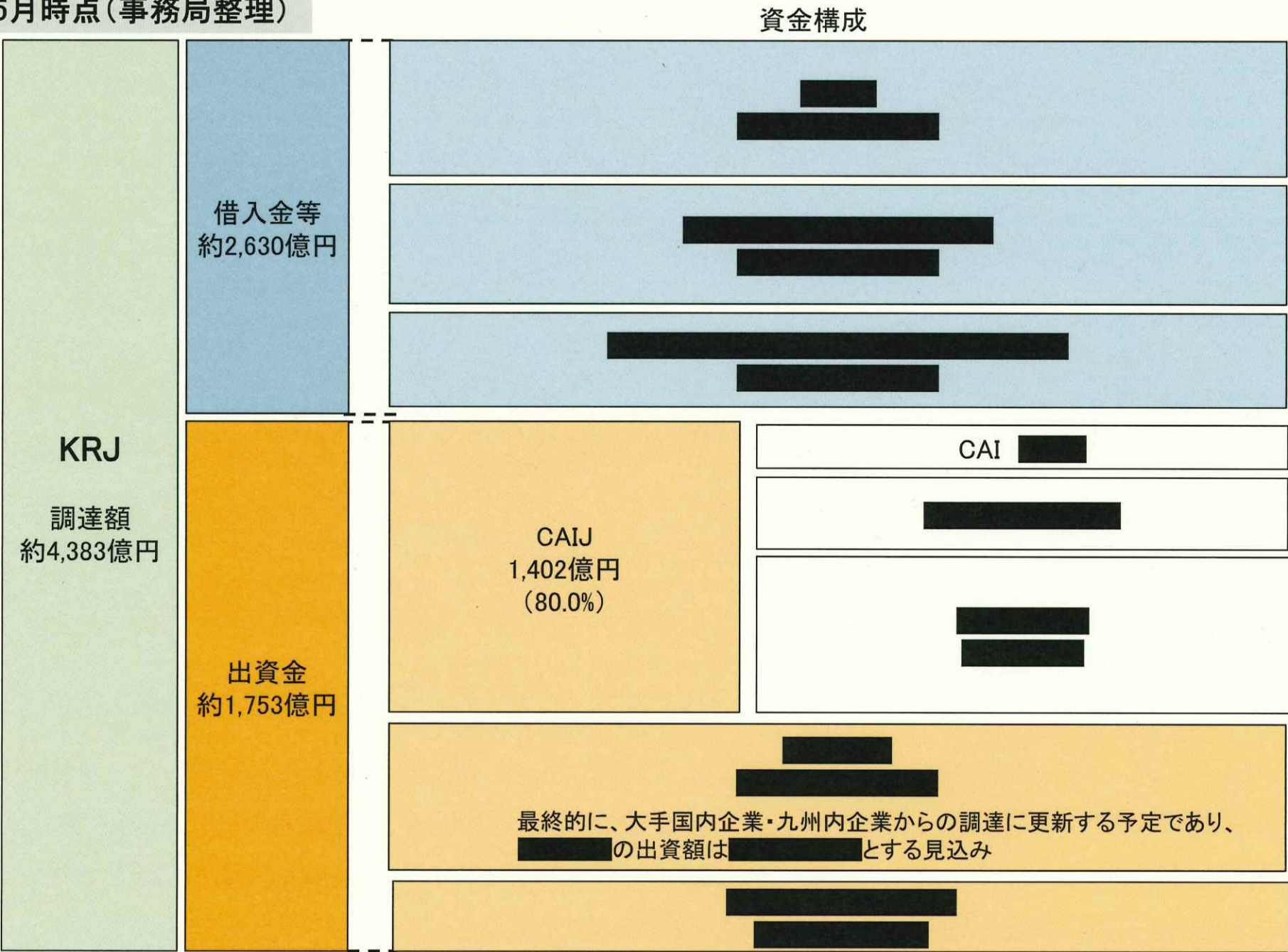
【論点】資金ストラクチャーの変遷

2022年4月時点(事務局整理)



【論点】資金ストラクチャーの変遷

2022年5月時点(事務局整理)



【論点】資金ストラクチャーの変遷

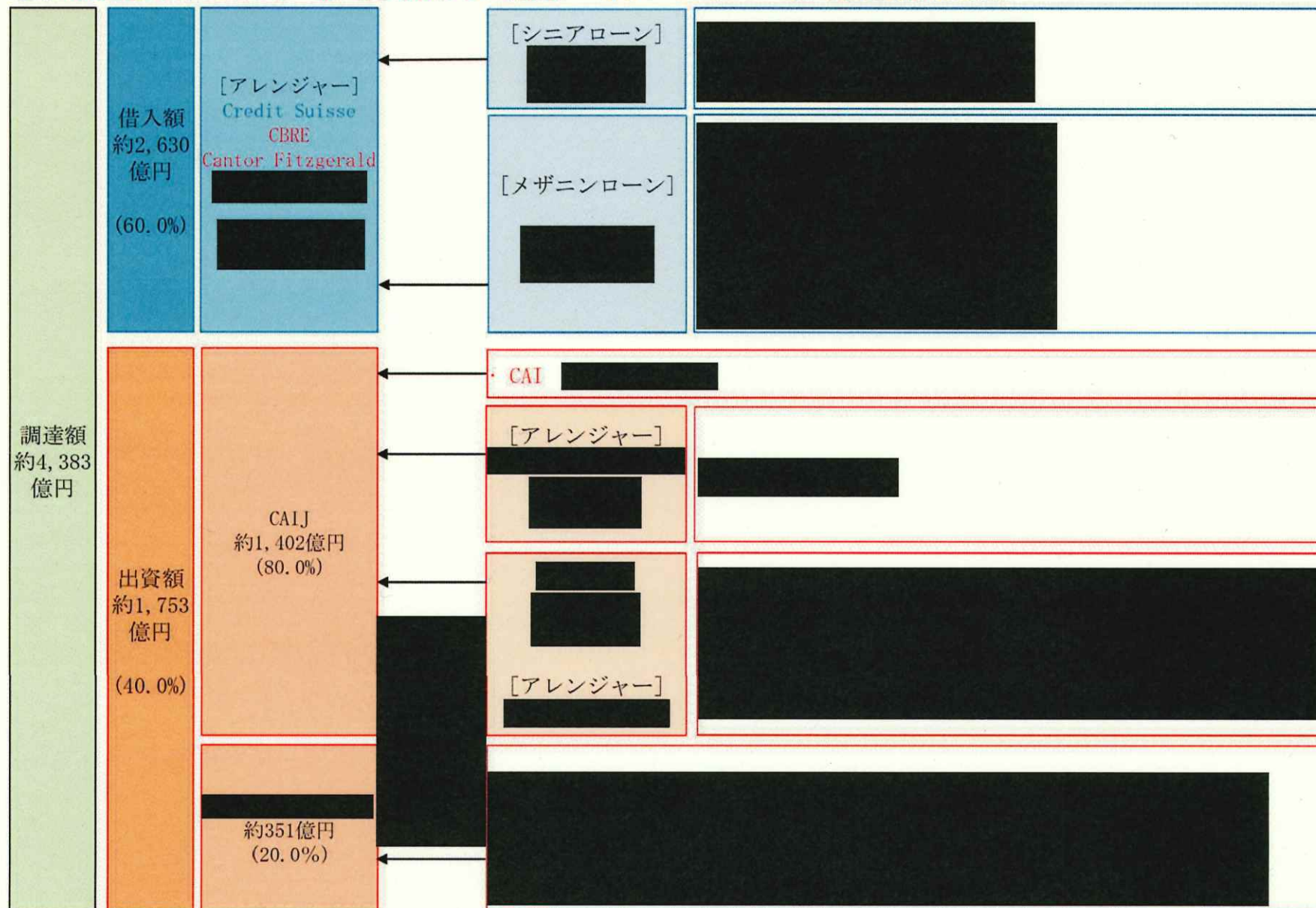
2022年8月時点

(2022年8月30日付長崎回答資料抜粋)

資金調達ストラクチャー

赤字：5月末までに「コミレター等」をご提出している企業

青字：「コミレター等」を追加取得した企業

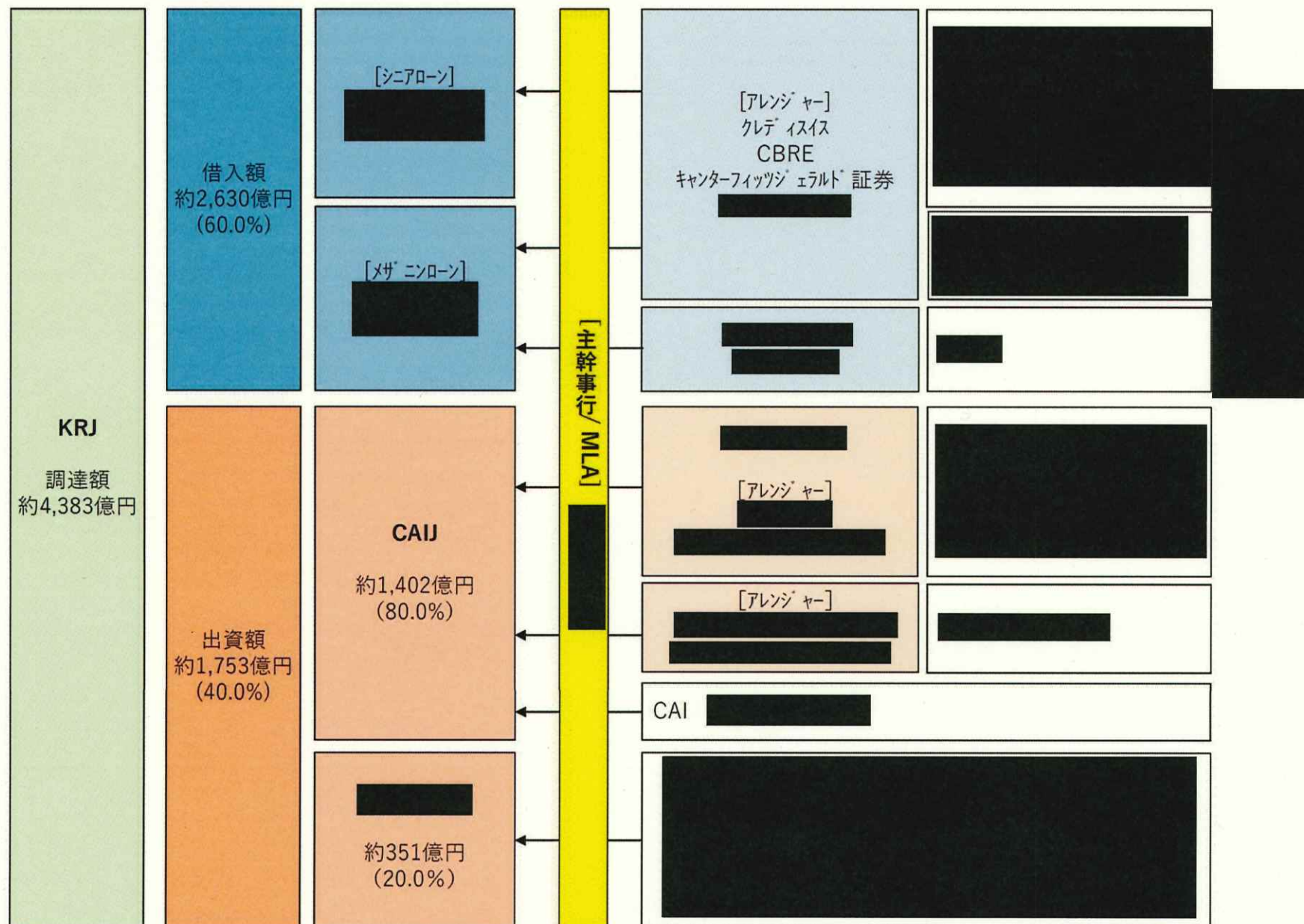


【論点】資金ストラクチャーの変遷

2023年9月時点

(2023年9月4日付長崎回答資料抜粋)

【資料B】 資金調達ストラクチャー



【論点】撤退した者のレターとの比較

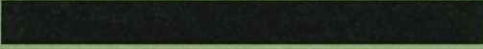
- 当初計画でCAIJへの最大の出資者であった[REDACTED]・[REDACTED]が撤退。
- 撤退した2社のレターには、主な出資条件のみが記載されているところ、新たな出資者である[REDACTED]のレターにおいても出資条件が限定されていない。

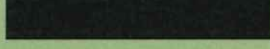
[REDACTED]
(申請時添付書類抜粋)

[REDACTED]
(2023年9月4日付長崎回答
資料抜粋)

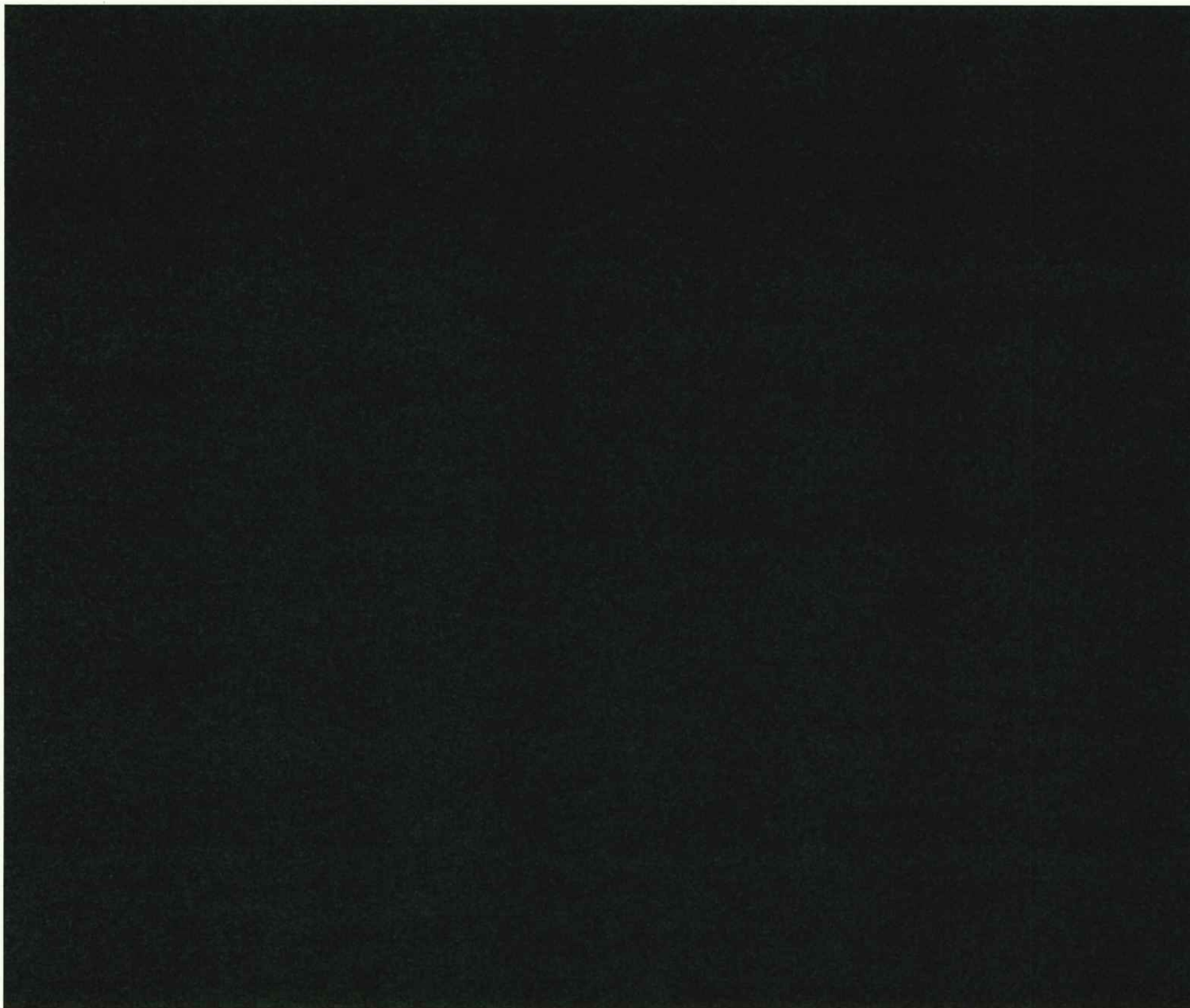
【論点】レター提出主体の実態把握(設立年、実績、機関決定の有無)

○出資条件の一つとして、が挙げられており、レター提出時点で機関決定を経ているのか不明。

 (2023年9月4日付長崎
回答資料抜粋)

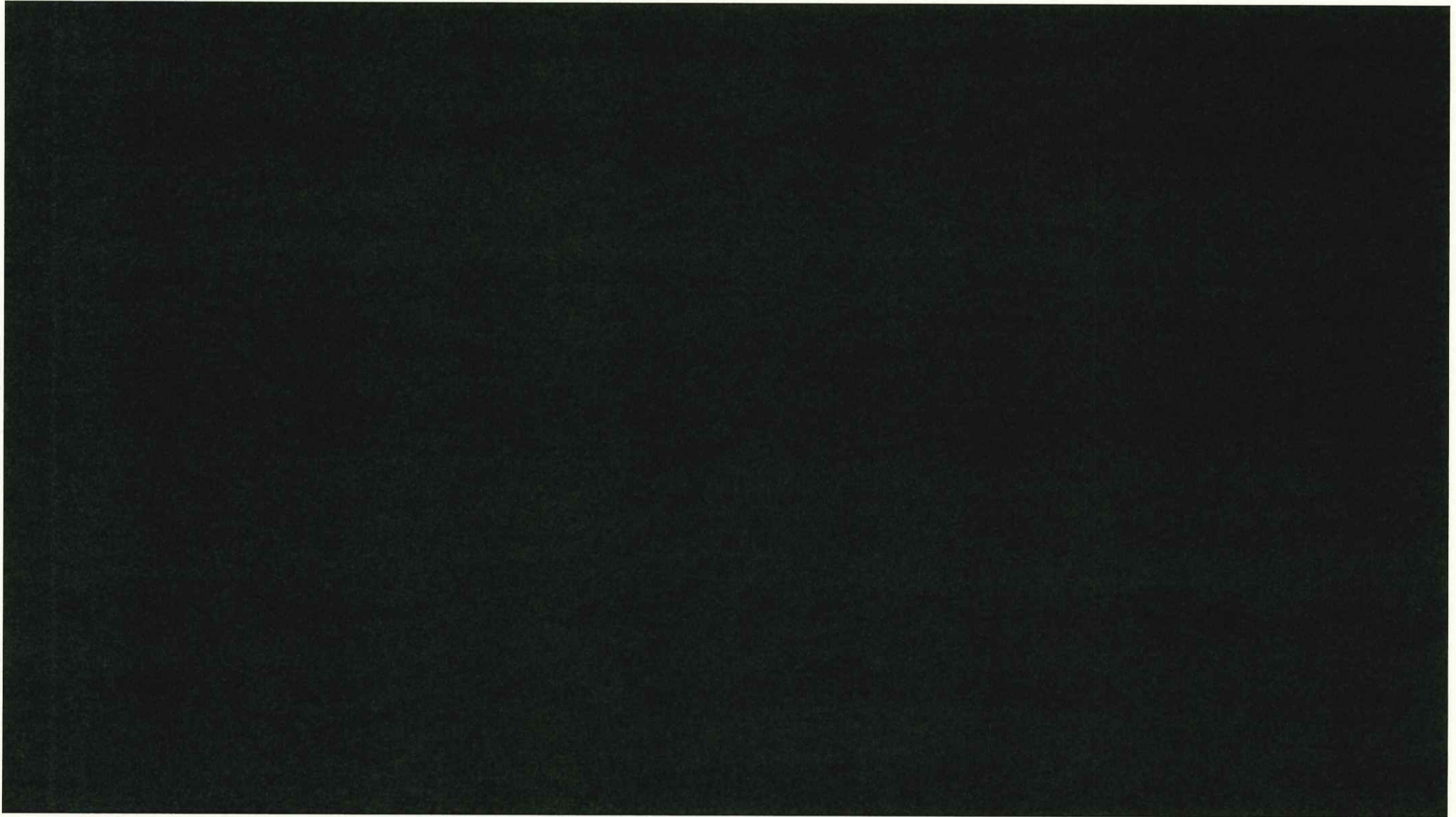
 (2023年9月4日付長崎回答資料抜粋)

の登記簿謄本



（2023年9月4日付
長崎回答資料抜粋）

会社概要



【論点】IR事業者の資金調達能力

資金拠出先とレターの宛先の比較

← レターの宛先(資金拠出先と相違)

【アレンジャー等: [REDACTED]、クレディ、CBRE、キャンター、[REDACTED]】

シニアローン・メザニンローン 資金拠出者

借入金等
約2,630億円



CAI [REDACTED]

【アレンジャー: [REDACTED]】

CAIJ

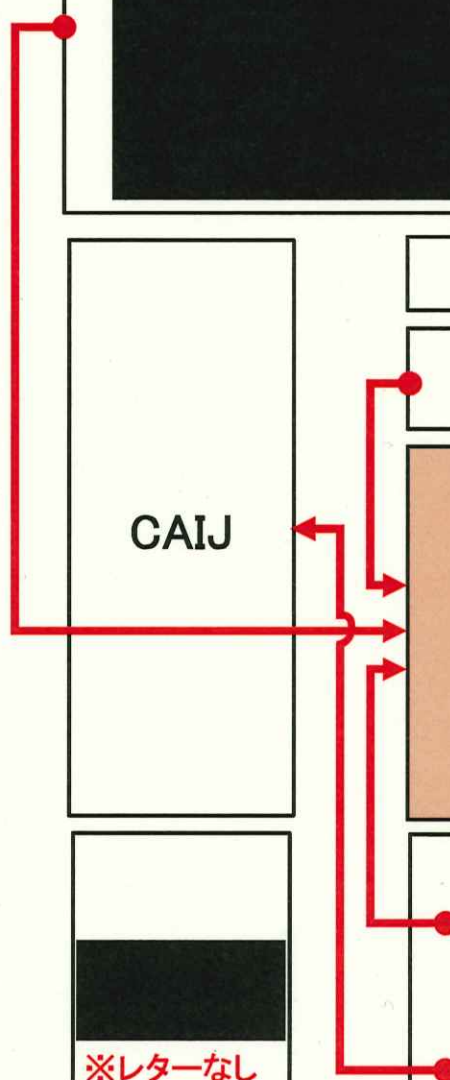
【アレンジャー: [REDACTED]】

KRJ
資金調達総額
約4,383億円

出資金
約1,753億円

※レターなし

※出資金額が多い者
を選定して記載

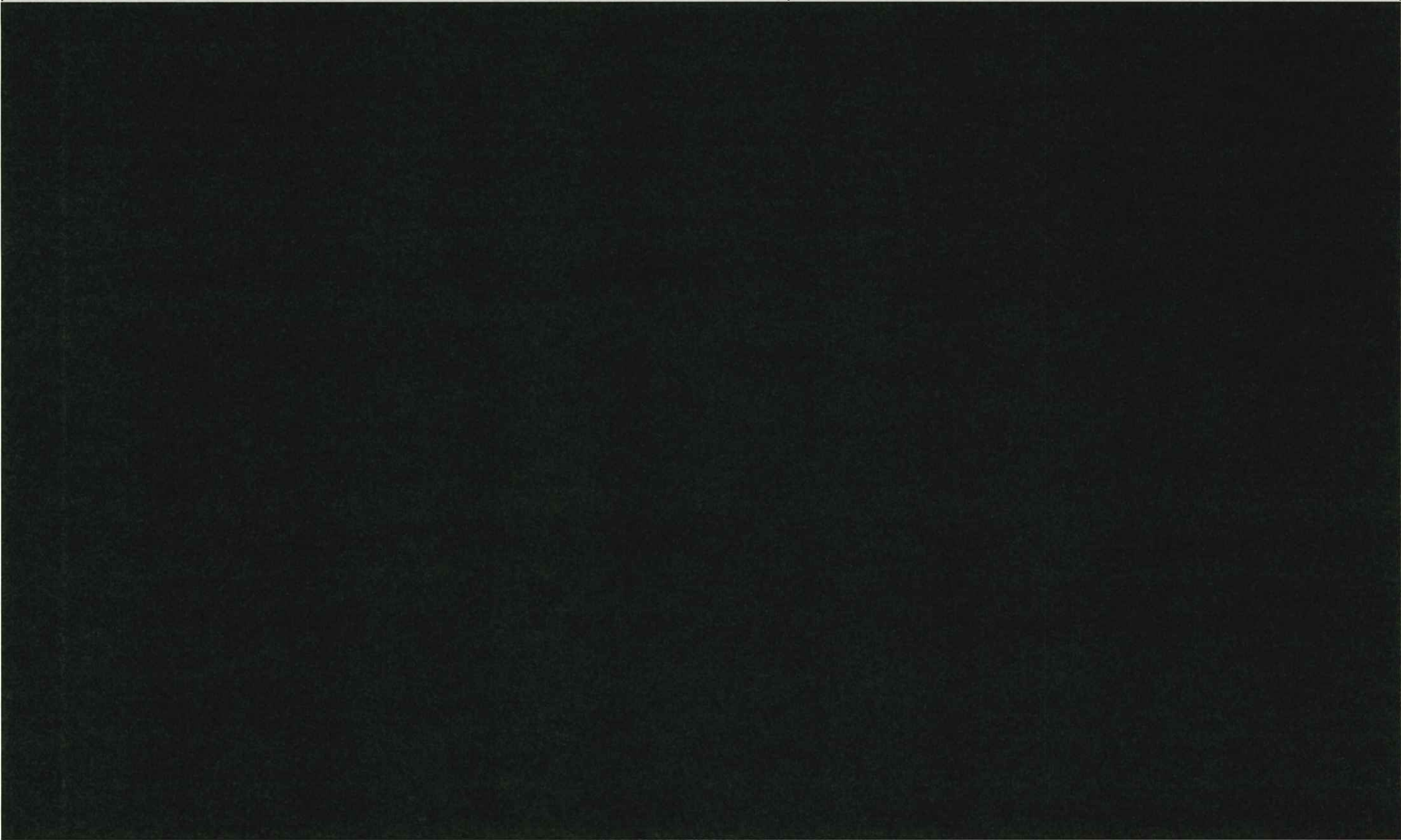


【論点】IR事業者の資金調達能力

の経営状況

のホームページ

参考和訳



【論点】長崎IRの実質的な主体

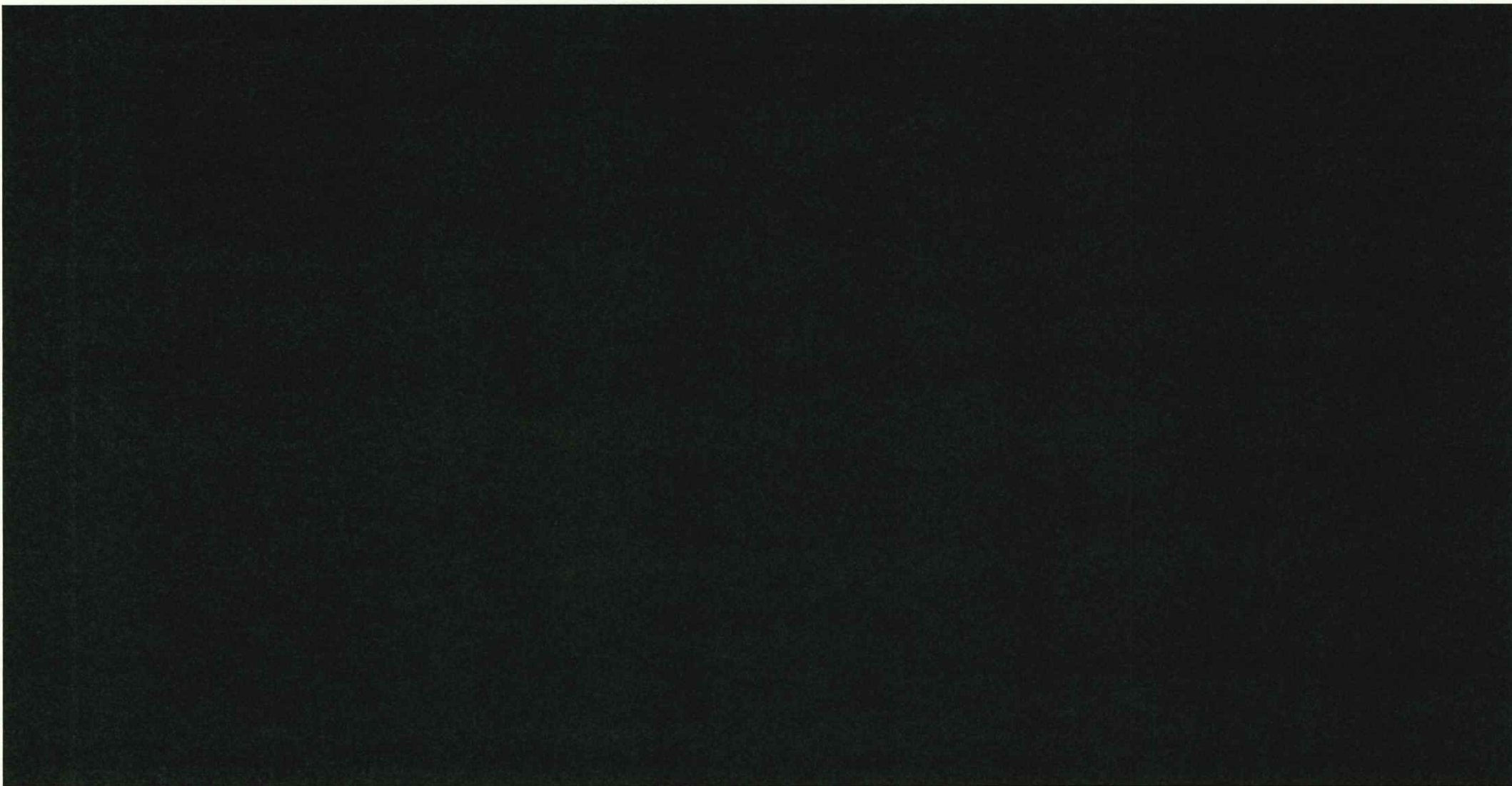
(2022年5月31日付長崎回答資料抜粋)

番号	7
質問の内容	要求基準11 において、「本IR 事業のうち、カジノ事業以外の事業については、経営判断をIR事業者に留保した上で、経営の一体性を損なわない範囲で第三者に業務委託やテナントのリースを行う予定である。」と記載されているが、経営判断をIR 事業者に留保する方法について、業務委託の範囲を含め、具体的な説明を頂きたい。なお、説明に当たっては、区域整備計画において、・国際会議場施設及び展示等施設においては、運営を総合コンベンション企業へ委託・魅力増進施設においては、企画・業務運営・営業をドワンゴ社及びランドマークス社へ委託・送客施設においては、専門性の高い業務については豊富な経験とノウハウを備えた企業への業務委託・宿泊施設においては、飲食サービスやその他の附帯するサービスを一部運営委託契約・その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設においては、ミュージアムや料飲、物販等の企画及び運営を一部委託とされていることを踏まえ、IR 事業者による「経営」と業務委託事業者による「運営」の意味の違いを明らかにするなど、1～6 号施設のそれぞれについて、記載を頂きたい。
回答	IR事業者による「経営」とは、IR事業全体及び各施設の収益責任を持つことである。顧客や企業から発生する売上を計上するのはIR事業者であり、各施設のコスト管理、利益管理もIR事業者の責任下で行われる。よって、IR事業者は各施設の、戦略策定、事業計画・予算作成、KPI設定とモニタリング、施設間・部門間シナジー創出を担当する。また、IR全体の継続的成長の観点から、主としてカジノ収益から得られる利益の再投資も実施する。 一方、業務委託事業者による「運営」とは、IR事業者の戦略や事業計画、KPIに従って、委託業務を請負い、施設のコンテンツの企画、開発、運営を行うことを意味する。なお、委託事業者は部分的にIR事業の「運営」を担うものであり、IR事業者の各施設担当部門がIR全体の一体的経営方針の下、委託事業者をコントロールすることになる。 前述の方法で、経営判断はIR事業者に留保されと考えており、また諸外国のIR施設も一般的に上記の方法で経営・運営されていると理解している。各施設の業務委託範囲については、区域整備計画上の施設ごとの運営体制に記載されている通りだが、全体像として役割分担を示す資料を添付する(添付資料7-1を参照)。また、IR事業者が業務委託事業者の従業員の出入を受け入れることを想定しているが、利益相反が発生しないようIR事業者の役員および取締役会が監督する体制を構築することにより、経営の一体性が確保できるものと考えている。なお、委託事業者に「運営」の全てを委託することは想定しておらず、運営上発生しうる経営判断はIR事業者の役員や管理監督者等がその任にあたる。

【論点】IR整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体

会社概要

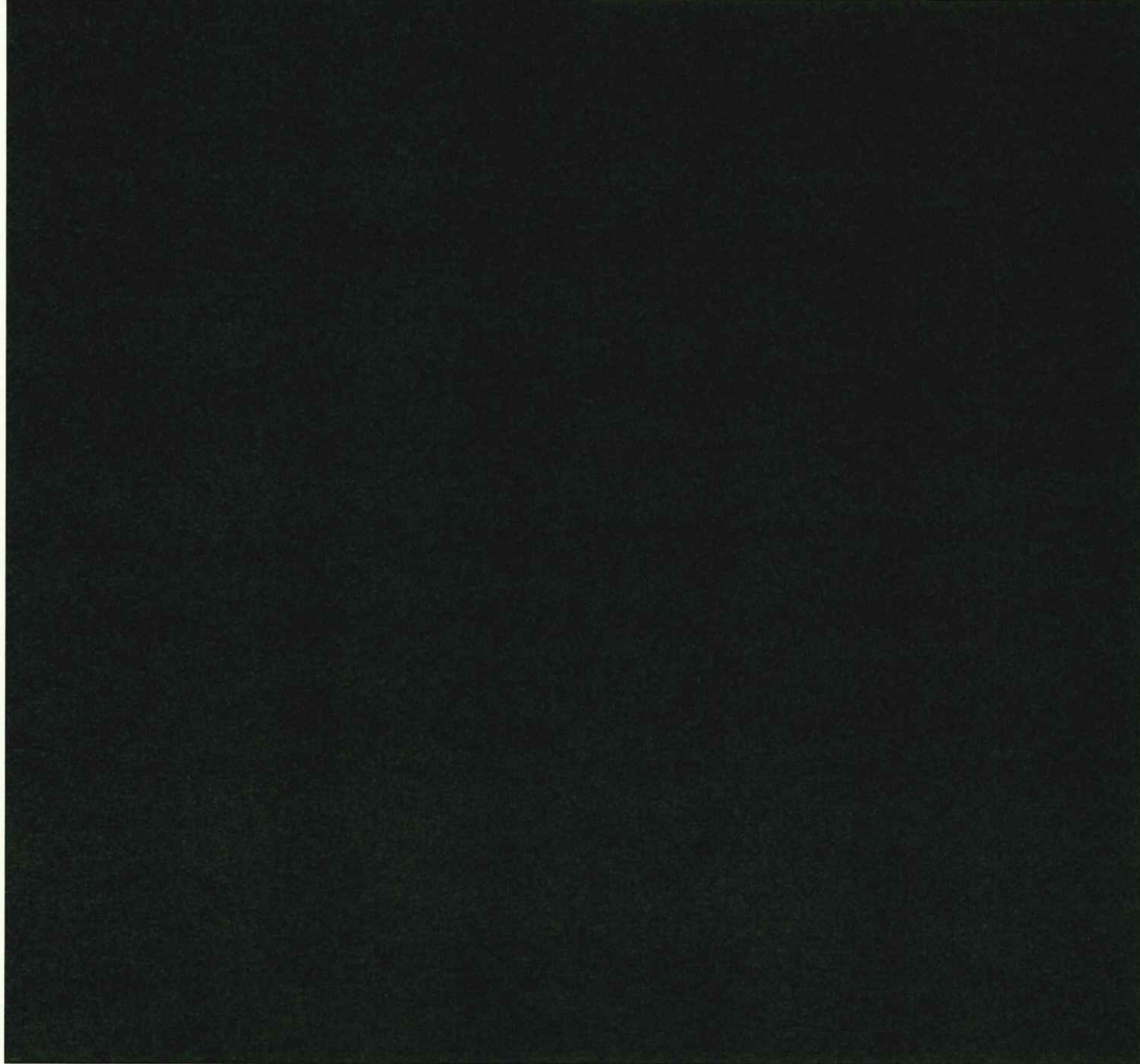
(申請時添付書類抜粋)



【論点】IR整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体

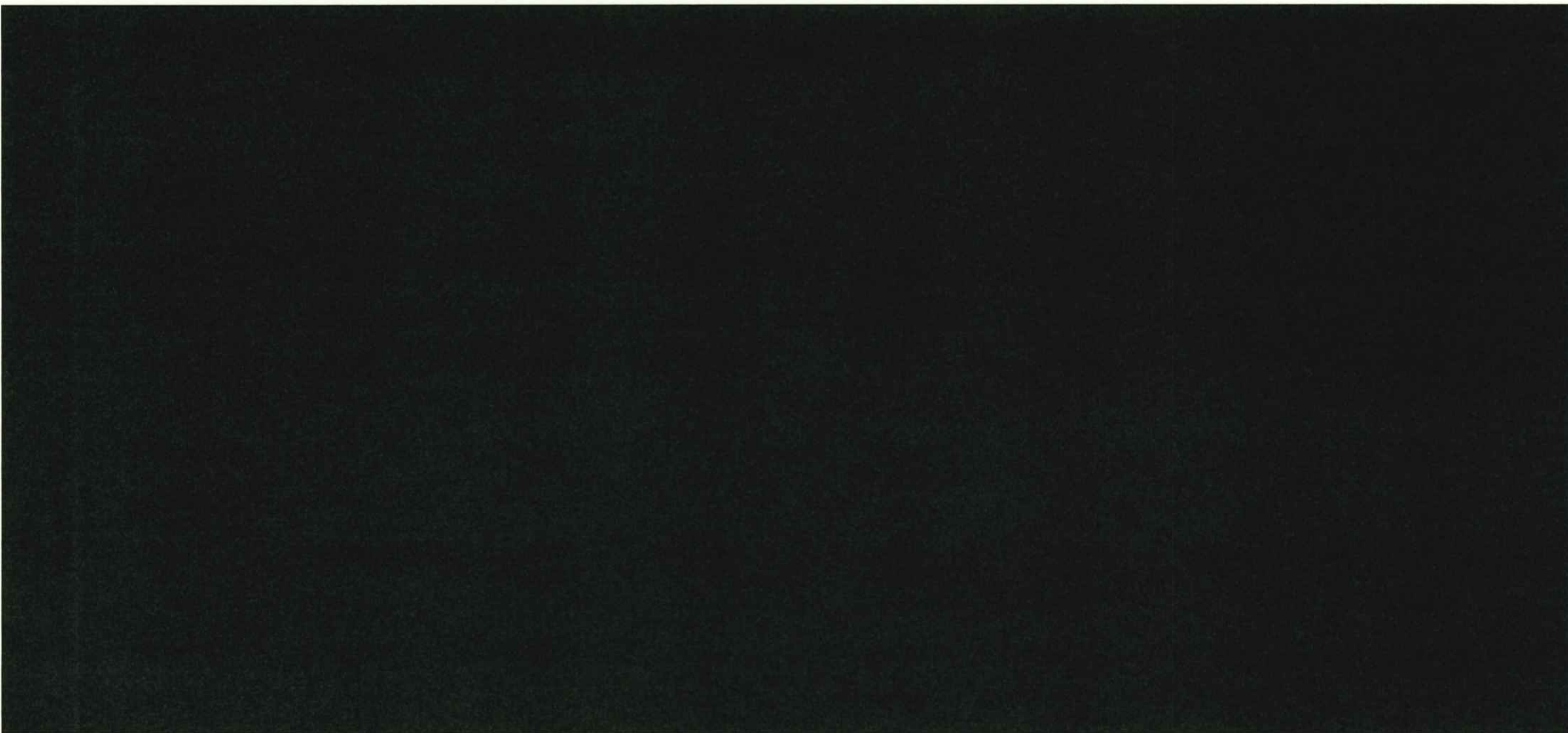
レター

(申請時添付書類抜粋)



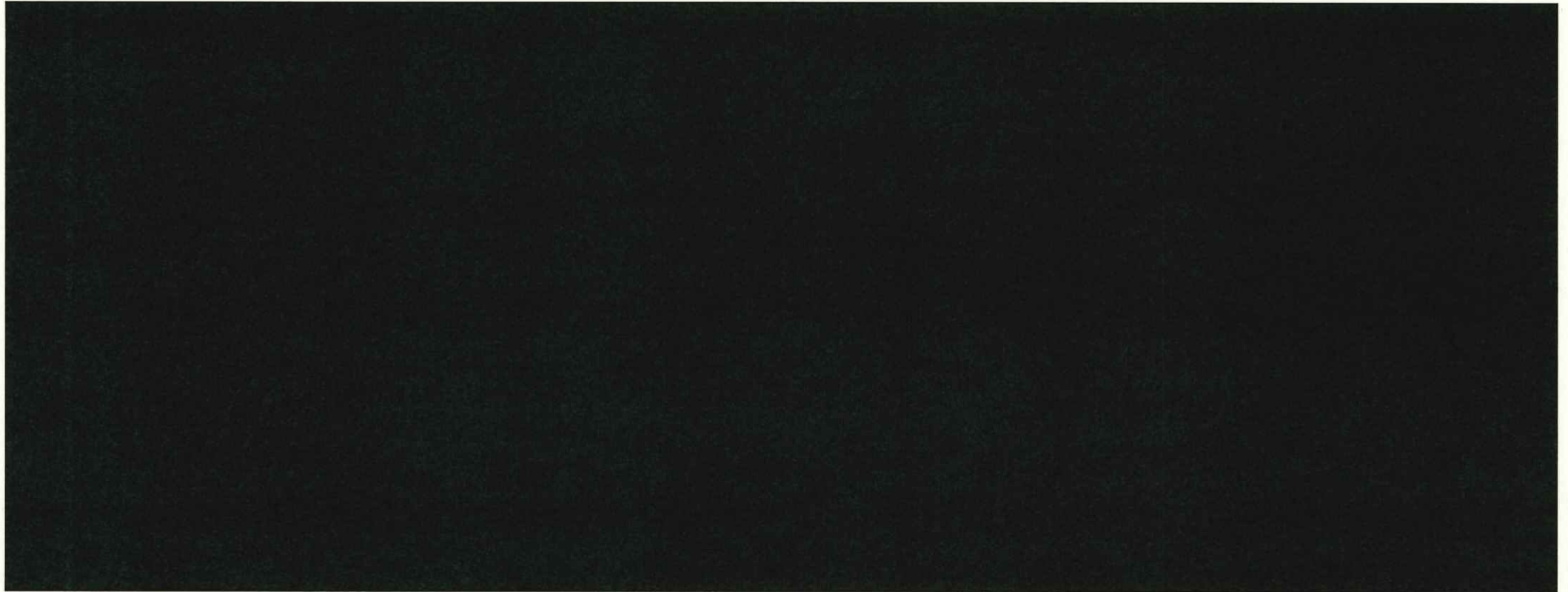
【論点】IR整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体

会社概要



(2022年5月31日付長崎回答資料抜粋)

会社概要



(2022年5月31日付長崎回答資料抜粋)

○今後詰めていくべき論点は以下のとおり。

【認定申請手続きの観点】

○認定審査の過程においてIR事業者(KRJ)や中核株主であるCAIJへの主要な出資者が変更。申請中の計画の変更に該当するのかどうか。申請後の計画の差替え・訂正を認めない「認定申請手続、認定審査に関する基本的事項」に照らしてどう考えるか。

【要求基準4(資金調達の確実性)】

○資金調達の確実性(要求基準4)について以下の点を精査・確認する必要があるのではないか。

- ・資金拠出レターの出融資条件と既に撤退した出資者のレターとを比較することにより、出融資予定者の撤退リスクについて精査
- ・出資レターの提出者(■■■■・■■■■)について、会社としての実態を確認する必要があるのではないか。
- ・IR事業者(KRJ)が全体の資金ストラクチャーを把握しているか、ひいては資金調達能力を有するのか。(IR事業者の資金ストラクチャーと資金拠出レターの宛先とが不整合、■■■■の経営状態を把握できていない)

【要求基準8(反社会勢力の排除)】

○計画の申請後、IR事業者(KRJ)への出資者が変更されており、長崎県は廉潔性を審査する対象を適切に評価できているのか、確認する必要があるのではないか。

【要求基準11(一体的かつ継続的なIR事業の実施)】

【要求基準15(カジノの設置・運営に伴う有害影響排除)】

○IR事業者(KRJ)及び主要な出資者(CAIJ・■■■■・■■■■)のうちに、IR整備やカジノ事業のノウハウや実績を有する主体が見当たらないのではないか。計画内容の実現性について確認する必要があるのではないか。

確認すべき事項(案)・今後の審査の進め方

以上を踏まえ、まず長崎に確認すべき主な事項を下記のとおり整理。

○資金調達の確実性について、

- ・新たに提出されたレターは出資条件が明確でなく、機関決定も未だなされていないと見受けられるが、資金調達の確実性はあるといえるのか。
- ・9月4日に回答された資金ストラクチャーの中で、設立間もない出資者(CAIJ・■■■■・■■■■)がいるところ、資金拠出の実績等の観点から資金調達の確実性はあるといえるのか。
- ・9月4日の回答の中で■■■■がアレンジャーとして追加されているところ、変更の経緯とアレンジャー4社の関係・役割分担はどうなっているのか。
- ・9月4日に回答された資金ストラクチャーに記載のない■■■■、■■■■、■■■■については出資・融資の資金調達の見込みがなくなったという理解でよい。(補足説明としてはこれ以上の変更がないということにより)
- ・融資調達先である■■■■の経営状態について報道以上の情報を有していないのか。
- ・資金ストラクチャーの全体像を把握し、資金拠出者と調整を行っている者は誰なのか。IR事業者は資金ストラクチャーの全体像を把握できているのか。

○9月4日に回答された資金ストラクチャーにおける主要な出資者の中で、IR整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体は誰なのか。

今後の審査の進め方については下記の通り整理。

○下記日時において長崎へのヒアリングを実施予定。

- ・ 10月26日(木)17:30－19:30 第36回審査委員会
- ・ 11月中下旬 第37回審査委員会(予定)

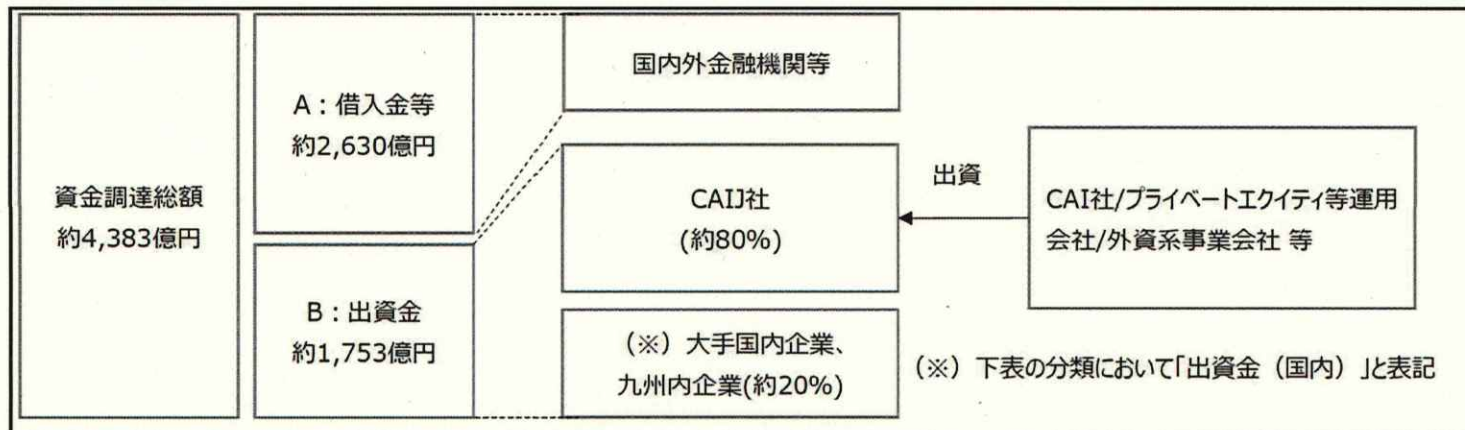
参考資料

【論点】資金ストラクチャーの変遷

2022年4月時点

(申請時添付書類抜粋)

1. 資金調達計画



3. 資金拠出する企業・金融機関等

				拠出金額	
				※1ドル = 125円計算	
#	分類	社名	ホームページ	(億ドル)	(億円)

※より資金調達の確実性が向上すると認められる場合、資金調達先や調達方法を一部変更する可能性がある。

※CASINOS AUSTRIA INTERNATIONALのレターは、RFP(I R 設置運営事業者の公募)において提出された を参考資料として添付する。

【論点】資金ストラクチャーの変遷

2022年4月時点

4.継続協議中の企業・金融機関等（2に算入しない参考情報）

拠出金額

※1ドル＝125円計算

No	分類	社名	ホームページ	(億ドル)	(億円)
----	----	----	--------	-------	------

（申請時添付書類抜粋）

※上記リスト以外にも、九州・長崎IRへの参画に興味を示している潜在的な出資者企業及び金融機関

【論点】資金ストラクチャーの変遷

(2022年5月31日付長崎回答資料抜粋)

番号	3
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[REDACTED]による「[REDACTED]」について、 ①文書中に、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]の資金調達を各々どのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。②また、当該文書において、[REDACTED]と記載されているが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。
回答	①② [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]以上 より、これらの投資家からの資金提供を受けることで「[REDACTED]」で示した金額を拠出可能であると考えている。

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	4
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[] による「[]」について、 ① [] の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元（自己資金、借入又はファンド組成等）や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。 ② 文書中に、[] という記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。 ③ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。
回答	＜前提条件＞ 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資金調達全体の蓋然性の内、資本金 []、借入金等 [] を [] の [] で説明した。その後、[] から追加の [] が提出されたため、借入金等 [] については、[] で説明するよう変更している。（添付16の変更案は添付資料4-1を参照）。 なお添付16の変更案において、資本金 [] の資金調達の蓋然性を [] の [] で説明しているが、大手国内企業・九州内企業等の複数社との出資意向・出資確約に関する交渉を継続している。[] から調達予定の資本金 [] の一部または全部については、当初計画より大手国内企業・九州内企業からの調達に更新する予定であり、最終的に [] の出資比率は [] となる見込みである。更新が確定次第、改めて報告する予定である。 ①② [] 複数の投資家と協議中であり、協議がまとまり次第、[] の資金調達予定額分の [] を取得し、入手次第追って提示する。具体的な投資家候補リストの一部を添付する（添付資料4-2を参照）。[] [] また [] の企業情報等に関する書類を添付する（添付資料4-3～4-8を参照）。 ① 日本語翻訳版を添付する。（添付資料4-9を参照）

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	5
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[] による「[]」について、 ① [] の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元（自己資金、借入又はファンド組成等）や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。 ② 文書中に、[] という記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。 ③ 文書中に、[] [] [] 旨の記述があるが、特定の閾値の内容など、具体的な説明を頂きたい。 ④ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。
回答 (1/2)	<前提条件> 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資本金全体の80%を占めるCAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[] の [] で説明した。その後、[] から追加の [] が提出されたため、資金調達の確実性の向上、ノウハウや管理能力・ガバナンス等の強化、及びより良い組織体制の構築を目的として、CAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[] [] で説明するよう変更している(添付資料4-1)。なお、CAIJ社経由の [] の出資拠出意向の総額は、当初計画(1,402億円)を上回っている。

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	5
回答 (2/2)	①② [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
	③ [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]
	④日本語翻訳版を添付する(添付資料5-3を参照)。 <参考> ・[redacted]について 受領している追加の[redacted]を添付する(添付資料5-4、5-5を参照)。また、資金拠出の根拠として、[redacted] の顧客である投資家候補リストを添付する(添付資料5-6を参照)。 [redacted] [redacted] ・[redacted]について 受領している追加の[redacted]の書類を添付する(添付資料5-7～5-11を参照)。

【論点】資金ストラクチャーの変遷

(2022年5月31日付長崎回答資料抜粋)

番号	4
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[] による「[]」について、 ① [] の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。 ② 文書中に、[] 記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。 ③ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。
回答 (1/2)	<前提条件> 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資金調達全体の蓋然性の内、資本金 []、借入金等 [] を [] の [] で説明した。その後、[] から追加の [] が提出されたため、借入金等 [] については、[] で説明するよう変更している。(添付16の変更案は添付資料4-1を参照)。 なお添付16の変更案において、資本金 [] の資金調達の蓋然性を [] の [] で説明しているが、大手国内企業・九州内企業等の複数社との出資意向・出資確約に関する交渉を継続している。[] から調達予定の資本金 [] の一部または全部については、当初計画より大手国内企業・九州内企業からの調達に更新する予定であり、最終的に [] の出資比率は [] となる見込みである。更新が確定次第、改めて報告する予定である。 ①② [] 複数の投資家と協議中であり、協議がまとまり次第、[] の資金調達予定額分の [] を取得し、入手次第追って提示する。具体的な投資家候補リストの一部を添付する(添付資料4-2を参照)。[] また [] の企業情報等に関する書類を添付する(添付資料4-3～4-8を参照)。 ① 日本語翻訳版を添付する。(添付資料4-9を参照)

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	4					
回答 (2/2)	2.資金調達総額の内訳（3に記載された企業・金融機関の一部）					
	No	分類	金額（億円）	内訳（億円）		
	A	借入金等	2,630.0			
	B	出資金	1,753.0			
		合計	4,383.0			
	※各社のレターに記載されている金額は上記を超えている。金額の内訳は暫定値であり、今後変更になる可能性がある。					
	3.資金拠出する企業・金融機関等					
					拠出金額	
					※1ドル＝125円計算	
	No	分類	社名	ホームページ	(億ドル)	(億円)

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	5
質問の内容	添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」のうち、[] による「[]」について、 ① [] の資金調達をどのようにして行うのか、資金の出元（自己資金、借入又はファンド組成等）や資金拠出根拠を含め、具体的な説明を頂きたい。 ② 文書中に、[] という記述があるが、本文書により資金調達の確実性が認められる具体的な説明を頂きたい。 ③ 文書中に、[] [] [] 旨の記述があるが、特定の閾値の内容など、具体的な説明を頂きたい。 ④ 英文での書面のため、解釈を同じくする日本語翻訳版を提出いただきたい。
回答 (1/2)	<前提条件> 区域整備計画の申請時点では、添付16「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に記載の通り、資本金全体の80%を占めるCAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[] の [] で説明した。その後、[] から追加の [] が提出されたため、資金調達の確実性の向上、ノウハウや管理能力・ガバナンス等の強化、及びより良い組織体制の構築を目的として、CAIJ社経由の出資金拠出(1,402億円)の蓋然性について、[] で説明するよう変更している(添付資料4-1)。なお、CAIJ社経由の [] の出資拠出意向の総額は、当初計画(1,402億円)を上回っている。

【論点】資金ストラクチャーの変遷

番号	5
回答 (2/2)	①② [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
	③ [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
	④日本語翻訳版を添付する(添付資料5-3を参照)。 <参考> ・ [Redacted]について 受領している追加の [Redacted] を添付する(添付資料5-4、5-5を参照)。また、資金拠出の根拠として、 [Redacted] の顧客である投資家候補リストを添付する(添付資料5-6を参照)。 [Redacted] [Redacted] [Redacted] ・ [Redacted]について 受領している追加の [Redacted] の書類を添付する(添付資料5-7～5-11を参照)。

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
4. IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性	IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権限をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。	①IR区域の土地に関する所有権等の取得等の方法及び予定時期 ②収支計画及び資金計画(IR事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。)	・IR区域の土地の使用について、添付書類(設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等をすることが可能であることを証する書類)を踏まえ、その権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが添付書類の内容から明らかであるか確認する。 ・IR施設を確実に設置するために必要となる資金調達について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(コミットメントレター等))を踏まえ、次ページ以降の別表を参照して確認する。

要求基準4

(企業の出資又は金融機関からの融資の場合)

- ・以下の確認作業①～③の順に確認する。確認作業①、②で資金調達の確実性が確認できない場合、確認作業③に移行。
- ・確認作業③でヒアリングを実施する場合、個別具体的に資金計画の確実性が判断可能となるまで、申請者に説明を求める。

資金源	企業の出資	金融機関からの融資
提出資料 (想定)	企業による出資確約書	銀行によるコミットメントレター
確認の観点	当該企業の出資できる資金力をどのように確認するか	海外の銀行等の場合、信憑性をどのように確認するか
確認作業 ①	・当該企業に関し、上場の有無(※1)、信用格付(※2)、民間調査会社による企業評価の内容を確認。	・当該銀行に関し、上場の有無(※1)、信用格付(※2)、民間調査会社による企業評価の内容を確認。
確認作業 ②	・当該企業の財務諸表等の公表情報を確認し、出資金額に係る流動性を確認。	・当該銀行の財務諸表等の公表情報を確認し、融資金額に係る流動性を確認。
確認作業 ③	・当該企業に対し、資金拠出が想定される時期において、手元資金又は借入いずれによる調達となるのか、また、資金拠出した場合でも財務健全性が担保されるか等についてヒアリングを行う。 ・ただし、当該企業の拠出が見込めない場合は他の企業が確実に拠出可能であるなど、資金計画の柔軟性が認められる場合はヒアリングを不要とする。	・当該銀行に対し、融資が想定される時期において、手元資金又は借入いずれによる調達となるのか、また、融資した場合でも財務健全性が担保されるか等についてヒアリングを行う。 ・ただし、当該銀行の拠出が見込めない場合は他の企業が確実に拠出可能であるなど、資金計画の柔軟性が認められる場合はヒアリングを不要とする。

(※1)上場企業になるには、一定の資金力等の基準を満たす必要がある。この基準は、上場先の証券取引所によって異なる。

(※2)信用格付業者(ムーディーズ/スタンダード&プアーズ/フィッチなど)による発行体格付などを確認。

要求基準 確認内容(案)(別表) (2/3)

<6回資料再掲>

要求基準4

(個人資産、投資ファンド、社債の場合)

・確認作業①、②の順に確認する。

資金源	個人資産	投資		社債
提出資料 (想定)	銀行残高証明書	投資確約書		社債購入の確約書
確認の観点	見せ金ではないかどのように確認するか	資金源をどのように確認するか		資金源をどのように確認するか
確認作業①	・申請者に対し、「資金調達の確実性を担保するため、調達資金について、一定の信用格付を受けている信託銀行に信託して欲しい」旨の伝達。	(既に資金を確保済の場合) ・投資会社の財務諸表を確認し、貸借対照表に該当資産が計上されていることを確認。 ・申請者に対し、資金を確保した経緯を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリスト(※)を全て提出して欲しい」旨の伝達。	(将来投資資金を確保する予定の場合) ・申請者に対し、資金を確保する予定の内容を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、資金の出元となっている、企業・金融機関・個人のリスト(※)を全て提出して欲しい」旨の伝達。	・申請者に対し、資金を確保する予定の内容を確認し、「資金調達の確実性を確認するため、社債購入を予定している、企業・金融機関・個人のリスト(※)を全て提出して欲しい」旨の伝達。
確認作業②	・申請者が調達資金を信託銀行に移転させたことを確認する。	・「企業」、「金融機関」、「個人資産」のそれぞれの確認作業に沿って、全て確認を行う。		・「企業」、「金融機関」、「個人資産」のそれぞれの確認作業に沿って、全て確認を行う。

(※) 当該ファンドに別ファンドが出資している場合にはそのファンドの出資元の企業・金融機関・個人のリストを含む。

要求基準4

(資金調達を行う者の廉潔性に関する確認)

・確認作業①、②を行い、廉潔性を可能な範囲で確認する。

確認作業①	・区域整備計画(要求基準⑧)において、自治体が独自に行ったカジノ事業者に関する廉潔性調査結果が添付されることとなっているため、まずは、この内容を確認する。 ・記載内容について、廉潔性に関し不明瞭な点等がある場合、廉潔性が確認できるまで、申請者にヒアリングを行う。なお、ヒアリングにおいては、申請者側が説明責任を負うものとする。
確認作業② (情報収集等に関し、専門の調査会社への委託を要検討)	・IR事業者の構成員については、廉潔性に疑義のあるような報道等が出ていないか情報収集を行う。(ただし、日系の大手企業については、本件調査実施の必要性が乏しいと考えられることから、民間調査会社に該当企業の信用情報を確認するなど、簡易的な方法で確認を行う。) ・廉潔性に疑義のあるような報道等がある場合、廉潔性が確認できるまで、申請者に質問等を行う。

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
8. IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除	IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていないとしない。	①IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ②IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所 ③IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置 ④IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 ⑤IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額	・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。 (関係する添付書類等) (1)IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類 (i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書 (ii)暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面 (iii)暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書 (2)IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面 (3)その他以下の書類 ・IR事業者の組織図、役員の履歴書 ・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等 ・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)						
11. 一体的かつ継続的なIR事業の実施	カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業者が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。	①IR事業の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。)	・下記の確認ポイントを踏まえ、IR事業者が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることが具体的に説明されているか確認する。 <table><tr><th></th><th>確認ポイント</th></tr><tr><td>一体性</td><td> ・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしていないか確認。 ・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。) ①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認) ②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか </td></tr><tr><td>継続性</td><td> ・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。 例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。))の防止等 ・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築 </td></tr></table>		確認ポイント	一体性	・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしていないか確認。 ・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。) ①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認) ②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか	継続性	・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。 例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。))の防止等 ・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築
	確認ポイント								
一体性	・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行うこととしていないか確認。 ・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。) ①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認) ②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか								
継続性	・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。 例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。))の防止等 ・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築								
(参考)基本方針における関連記述 第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項 3 IR事業の在り方 (1) IR事業の一体性 カジノ事業を含むIR事業はカジノ事業の収益を活用して公益目的を実現するために認められるものであり、カジノ事業の収益を公益目的に確実に還元するためIR事業は一体性が求められる。そのため、IR整備法においては、設置運営事業者が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであることを区域整備計画の認定基準とするとともに、IR事業者には、IR事業以外の事業の兼業が禁止されている。 一の設置運営事業者による一体的な経営が原則となるが、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、他の民間事業者がカジノ施設を含むIR施設を一体的に整備し、その用途に応じて管理し、設置運営事業者に専ら使用させる事業形態(IR整備法第2条第5項に規定する施設供用事業をいう。)や、経営判断をIR事業者に留保した上で第三者にカジノ事業以外のIR事業について業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。 なお、カジノ事業を自ら運営しない会社が設置運営事業者になることは認められない。									

項目	要求基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容(案)
15. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等	IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。	①IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 ②国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項	・IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容について、以下3点について具体的な説明がされており、IR事業者が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、質問等を実施)。 (1)基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっているか (2)IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有しているか (3)IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、費用の見込みと記載内容から、十分な予算措置を見込んだものとなっているか

要求基準15

(基本方針の関連記述)

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項

4 区域整備計画の記載事項、申請手続

(1) 区域整備計画の記載事項

イ 事業基本計画(IR整備法第9条第2項第4号関係)

(カ) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

IR事業者が実施する、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を、その費用の見込みも含め、できる限り具体的に記載しなければならない。なお、それらの措置には、以下の内容を含める必要がある。

- ・ 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止、マネー・ローンダリング防止のための措置、20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止、日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課、依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置、日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制など、IR整備法に基づき取り組むことが求められるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を記載しなければならない。
- ・ 都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築、治安維持のための防犯カメラの設置、防犯上の観点も踏まえたIR施設のレイアウトの設計、自主警備のための体制の確保、地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備など、IR区域における犯罪の発生の予防のための措置を記載しなければならない。また、IR区域には多数の外国人が来訪することを踏まえ、外国語にも対応できる警備員の配置などについての措置も含めて記載しなければならない。
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために国や都道府県等が実施する施策への協力について記載しなければならない。

【様式：要求基準4】 I R区域の土地の使用の権原・I R施設の設置根拠についての妥当性

2 資金計画

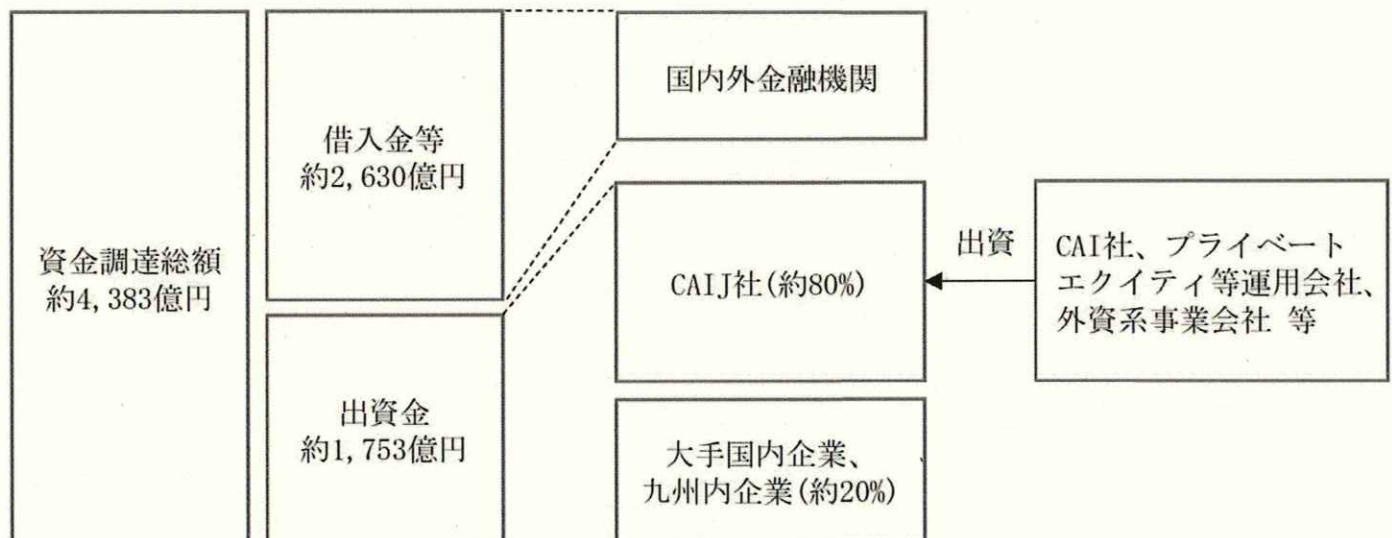
2-1 資金調達計画

開業までの初期投資額である施設整備費、金融コスト、運転資金等を合算した資金調達総額は約4,383億円であり、株主からの出資金1,753億円、金融機関からの借入金等2,630億円(劣後ローン・社債等を含む。)を想定している。

出資金の構成については、中核企業であるCAIJ社が約80%(約1,402億円)、大手国内企業や九州内企業等の少数株主が約20%(約351億円)を想定している。CAI社、プライベートエクイティ等運用会社、外資系事業会社等はCAIJ社への出資を通じて本I R事業者に間接的に出資する。

借入金等に関しては、国内外の金融機関を招聘するシニアローンやメザニンローンで構成する予定である。主幹事(MLA)は選定中である。一定のキャッシュリザーブを確保することによる事業継続性の担保と余剰資金による借入優先弁済も企図したストラクチャーの導入を検討している。また、出資者による一定のスポンサーサポート等の信用補完を供与することで、当該事業の事業継続性を確保する。

(要求基準4-②-図表A 資金調達計画概要)



【様式：要求基準4】 I R区域の土地の使用の権原・I R施設の設置根拠についての妥当性

2-2 資金調達の内訳

資金調達の内訳は以下のとおり。

(要求基準4-②-図表B 資金調達計画内訳)

調達方法		資金提供者 (直接)	資金提供者 (間接)	金額 (億円)	調達割合 (%)
自己資本	資本金	CAIJ社	CAI社、プライベート エクイティ等運用会社、 外資系事業会社 等	約1,402	32%
		大手国内企業 九州内企業	-	約351	8%
自己資本合計				約1,753	40%
他人資本	借入金等	国内外金融機関 (MLA選定中)	-	約2,630	60%
他人資本合計				約2,630	60%
資金調達総額・割合				約4,383	100%
(うち、設置運営事業等の費用総額・割合)				約4,383	100%

※調達割合は資金調達総額に対する割合を指す。

※数値については今後変更となる可能性がある。

2-3 資金調達方法及び資金拠出の蓋然性

資本、借入金等の調達に関しては、代表企業及びI R事業者と資金提供者の直接協議に加え、大型不動産開発やゲーミング業界における投資銀行業務において実績のあるCBREの支援を受け、国内外の事業会社及び金融機関からの資金調達を実施する。

※CBREは世界最大の事業用不動産サービス及び投資顧問会社であり、2020年の売上高は238億ドル、従業員数は10万人を超える(関連会社を除く。)。特に、同社の投資銀行部門(旧ユニオンゲーミング)はゲーミング業界に特化しており、同業界のファイナンスにおいてグローバルでの展開と12年の実績がある。

【様式：要求基準8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

① I R事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	KYUSHUリゾートジャパン株式会社
住所	長崎県佐世保市ハウステンボス町4番地3
代表者氏名	大屋 高志

② I R事業者の役員の氏名又は名称及び住所

役員氏名又は名称	住所
大屋 高志	(個人情報につき非公表)
北中 信也	(個人情報につき非公表)

上記のほか、I R事業者の出資企業及び業務委託予定企業の経験を有する人材を役員に任命する。

③ I R事業者の役員等から暴力団員その他 I R施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置

1 反社会的勢力排除の確保

反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下の取組を実施

採用しない	取引先としない	カジノ施設へ入場させない
- 入社時に反社会的勢力との関わりが一切ないことを確認し、宣誓書を入手 - 役員等に対してバックグラウンドチェックを実施 - 昇格時等には廉潔性の維持を再確認し、定期的に宣誓書を入手	- 全ての取引先に対してバックグラウンドチェックを実施 - 廉潔性を有している旨の宣誓書を入手 - 最後の調査から一定期間が経った取引先については、定期的な調査を実施	- カジノ入場時、顧客から反社会的勢力でない旨の宣誓書を入手 - 入場者と大手調査会社等データベースを照会し、反社会的勢力の排除に努める(※民間データベースは信頼性の検証を以て利用)

2 株主規制の遵守のための措置(I R整備法第41条に基づくカジノ事業の免許の基準)

本 I R事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けるまでの期間においても、I R整備法第41条に基づくカジノ事業の免許の基準、第97条に基づく契約の認可の基準、第116条に基づく従業員の確認の基準等を念頭に置いた反社会的勢力の排除等に徹底的に取り組むための措置を実施する。

2-1 廉潔性の確保

役員・従業員については、マネジメントポリシーの整備や、リスクマネジメントプラン等の策定、バックグラウンドチェック、廉潔性を宣誓した文書の定期的な提出要求などを行う。また、契約の相手方に対しては、サプライヤー倫理規定を策定し、バックグラウンドチェックを実施するとともに、廉潔性を宣誓した文書を入手する。

また、認定申請の段階における廉潔性の確保のため、本 I R事業者株主については株主間契約の締結や、株主等に関する規制を踏まえた定款の作成、バックグラウンドチェックを行う。

※バックグラウンドチェックの手法

役員等の重要ポジション	- 本人同意のもと、専門の調査会社に依頼 - カジノ管理委員会による背面調査の前段階で、社内において背面調査提出内容の事実確認、レファレンスチェックの実施
一般従業員	- 本人同意のもと、専門の調査会社に依頼 - 担当業務のリスク、従業員のポジション、雇用形態を考慮し、調査範囲を設定
契約の相手(一定基準以上)	金額、契約期間等における所定の基準に該当する契約について、サプライヤー登録の時点等に専門の調査会社に依頼しバックグラウンドチェックを実施

【様式：要求基準8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

2-2 I R整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成

カジノ事業の免許申請以前に本 I R事業者の主要株主に対して、以下の要件を満たすか確認することでコンプライアンスの確保を行い、その旨を踏まえた定款を作成する。

- ・主要株主が成人であり、十分な社会的信用を有すること
- ・特定カジノ業務・特定カジノ施設供用業務・特定カジノ関連機器等製造業務等・特定試験業務における従事関連事項又は事業者免許、施設土地権利の認可をカジノ管理委員会から取り消された過去がないこと
- ・上記が取り消されている場合、取消しの60日前に該当法人の役員でないこと
- ・事業者の役員を過去5年以内に解任されていないこと
- ・破産状態にないこと
- ・刑法・暴力団対策法・犯罪収益移転防止法その他政令で定める罪を犯し、罰金刑・禁錮以上の刑に過去5年以内に処せられていないこと
- ・アルコールや麻薬等の中毒者ではないこと
- ・過去5年以内に暴力団員でないこと
- ・上記日本の各法律に相当する外国の法令上これと同様に取り扱われていないこと
- ・上記のほか、I R整備法に照らして株主として不適当でないこと

2-3 コンソーシアム参画段階でのバックグラウンドチェックの実施

区域整備計画提出時点における本 I R事業者役員等の廉潔性確保については、県警への暴力団員等非該当性照会を実施し、廉潔性に問題がないことを確認している。

④-1 I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

I R事業者は令和4年4月現在、CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社の100%子会社である。

氏名又は名称	代表者	住所
CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN 株式会社	林明男	東京都千代田区永田町2丁目 17番17号アイオス永田町3F

④-2 CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社の役員(個人情報のため住所は非公開)

役職	氏名	役職	氏名
代表取締役	林明男	取締役	眞鍋圭子
取締役	ルドルフ・ブフマン	取締役	加藤浩之
監査役	青柳武治	—	—

⑤ I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

I R事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額は、以下の通りである(出資割合については、今後変更となる可能性がある。)。

保有者	保有者ごとの株式 又は持分の種類	株式の数	割合	出資の金額
CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN 株式会社	普通株式	未定	約80%	約1,402億円

【様式：要求基準11】 一体的かつ継続的な I R 事業の実施

① I R 事業の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。)

1 I R 事業の一体的な実施

本 I R 事業者は、本 I R 事業の実施を唯一の目的とする株式会社(本店所在地：長崎県佐世保市)とし、一の I R 事業者により一体的かつ継続的に本 I R 事業を実施することを確保するため、以下の体制とする。

対象事業	所有及び経営	運営
カジノ事業	本 I R 事業者	本 I R 事業者
MICE事業		本 I R 事業者 及び一部委託先
魅力増進事業		
送客事業		
宿泊事業		
来訪及び滞在寄与事業		

本 I R 事業の一体性を確保するため、本 I R 事業、及びそれを支えるものとして本 I R 事業に附帯する事業に限り定款における事業目的とする。また、カジノ事業を自ら運営することを担保するため、カジノ事業の運営委託を禁止する旨を併せて定款に記載する。なお、本 I R 事業のうち、カジノ事業以外の事業については、経営判断を本 I R 事業者が留保した上で、経営の一体性を損なわない範囲で第三者に業務委託やテナントへのリースを行う予定である。

2 I R 施設の一体的な所有

本 I R 事業者による I R 事業の一体的な経営を担保するため、本 I R 施設を構成する全ての施設を本 I R 区域内に設置し、それらを本 I R 事業者が直接所有する。また、県と本 I R 事業者が締結する予定の実施協定において、本 I R 事業者が県の事前の承諾なく本 I R 事業の主要な資産の処分ができない旨規定する。

3 継続的な実施の確保

県及び本 I R 事業者は、本 I R 事業が持続的に九州・長崎の観光や地域経済の振興、県の財政改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的な本 I R 事業の運営が確保されるために必要な措置を両者で協力のうえ、適切に実施する。以下はその概要である。

- ・本 I R 事業者は、事業期間を通じて本 I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制を構築・維持する。また、本 I R 事業者は、地域における良好な関係を構築し、それを維持する。
- ・災害その他のリスク事象について、適切なオペレーションの構築や損害に備えた付保等の措置を講じる。
- ・長期にわたる事業期間の確保の観点から、事業期間は「実施協定の締結日から、I R 整備法第9条第11項の認定の日から35年後の応答日の前日まで」とする。また、県と本 I R 事業者は、30年を目安として、本 I R 事業の事業期間の延長について誠実に協議を行うことで、事業期間の延長ができることとする。
- ・県と本 I R 事業者は、
本 I R 事業者の株式の譲渡等が行われる場合、県の事前承認を要すること、
代表企業及び構成員の本 I R 事業者に対する株式保有割合について一定期間維持を求めることを実施協定において締結する予定であり、株主に対して長期的なコミットを求める。
- ・本 I R 事業の安定的で継続的かつ確実な遂行を確保するために、本 I R 事業者によるセルフモニタリング、県による事業者モニタリング、県による行政モニタリング、県及び事業者等から構成される連絡会議における協議等を通じて、本 I R 事業の評価を行う。

以上の取組により、本 I R 事業全体の一体性及び継続性を確保しつつ、長期にわたって安定的で継続的に I R を運営し、観光や地域経済の振興、財政の改善へ貢献する。

【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

① I R事業者が実施するカジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響排除を適切に行うための措置

本 I R 事業者は、法令・方針等を十分に理解したうえで、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置を確実に実施し、本 I R の継続運営に寄与する。運営体制の構築に当たっては、CAIグループが世界各国で長年実施してきたカジノ運営や依存症対策等に係る知見・ネットワークを活かし、適切な措置を講じる。なお、当該措置の実施に要する費用として初期投資約 55 億円、年間 52 億円（懸念事項対策に係る費用、警備費、監視費）を見込んでいる。

1 I R事業者が実施する措置の具体策

具体策については、以下のとおり。今後の議論も踏まえ随時協力内容の充実を図る。また、各対策に関し、再発防止策の策定、モニタリングなども横断的に実施する。

1-1 ギャンブル等依存症対策

措置	主な内容	費用及び根拠
教育の振興等	- 本 I R 区域内外での普及啓発の実施 - 相談窓口（オンサイト・コンタクトセンター）の周知	- 行政取組との連携 - CAI社のノウハウを活用
ギャンブル等依存症の予防等に資する事業実施	- 入場規制・制限など、入退場管理の徹底 - CAI社が開発・採用する依存症対策プログラム導入検討 - 広告・勧誘の制限	約 1.2 億円/年（教育振興、普及啓発資料制作等）を拠出見込
日本人等への貸付規制	貸付は 1,000 万円以上を預け入れている日本人等又は外国人非居住者に限定し、専属チームによる信用調査の実施及び与信適格者審査を徹底	関係法令順守のための専属チームの組成
医療提供体制の整備	- 相談窓口（オンサイト）での依存症関連医療相談の提供 - 医療機関との情報共有のための連携体制の構築 - 専門医療機関等の周知	佐世保市内のクリニックと連携し、相談体制を整備（約 0.5 億円/年）
相談支援等	- 相談窓口の運営・案内 24 時間 365 日利用可能な相談体制の整備 「長崎県多言語コールセンター」等との連携による、外国人も相談可能な体制の整備 - 行政や民間団体が実施する回復支援への協力等	医療相談分野の実績を有する協力企業（T-PEC 社）の参加（約 2.7 億円/年）
社会復帰の支援	- 自助グループ等との連携推進 - 県等が実施する依存症回復支援プログラムに対する支援 - 当事者の医療機関や相談窓口等利用に係る費用の助成	- 懸念事項対策費用として本 I R 事業全体の想定営業利益の 1.5%（約 8 億円を想定）を上限に予算を確保、行政・民間団体への財政的支援のため年間約 1.2 億円を拠出見込 - 講師等の派遣による人的体制確立の支援 - セミナー、協議会等の場の提供等の支援
民間団体の活動に対する支援	- 民間団体の研修会等への参加 - 必要に応じた人的・物的支援等の実施	
調査研究の推進等	- 関係機関が実施する実態調査への協力 - ゲーミングに対する依存性分析システム等を使用した、自主的な依存症リスクの分析 - 行政や関係機関から成る協議体への参画による連携等	
人材の確保等	従業員への教育・訓練や教育機関への助成	

1-2 カジノ施設内の監視、警備（次ページに続く。）

措置	主な内容	費用及び根拠
施設内の監視・警備	- 施設内の要所において監視が行き届く状態の担保 - 防犯カメラ等による不審者等の常時トラッキング - 従業員用区画のゾーニングと進入規制、カメラ監視 - 金属探知機、液体物検査装置等活用のスクリーニング - 行動検知 AI を活用した不審行動検知、監視システムによる個人検出、不審者検索 - チップ持ち出し防止対策	- 協力企業によるシステムの提供 - CAI社のカジノ警備・監視ノウハウの活用

【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

措置	主な内容	費用及び根拠
厳格な入退場管理	・マイナンバーカードでの年齢認証、20歳未満入場禁止対策 ・入場が不適切であると本IR事業者が判断する人物のデータベースを蓄積し、次回の入場を防止 ・暴力団員等の入場規制 ・入場回数制限システムや、申請による利用制限措置の導入	・協力企業によるシステムの提供 ・CAI社のカジノ警備・監視ノウハウの活用
情報の記録 ・保管・利用	・取得した映像情報、その他保持が適当と判断する映像に関しては、カジノ管理委員会規則に基づき3年(犯罪行為の記録については5年)の情報保持 ・事件・事故の映像や各種証拠データの収集・管理、必要に応じた関係機関への提供	・CAIグループの海外での運営実績(各地域の規制・規準に基づき実施)

1-3 本IR区域内の監視、警備

措置	主な内容	費用及び根拠
先進的なシステムの採用	・自律走行する警備ロボット、警備ドローン等の採用検討 ・不正ドローン及び操縦者の位置検出 ・複数スクリーニングシステムによる危険物等持ち込み検査 ・ウェアラブルカメラやパーソナルモビリティ(歩行領域EV)を活用した警備員の巡回 ・防犯カメラ、警備ドローン、警備ロボットによる画像巡回	・協力企業(セコム社)によるシステム及び人員の提供 ・警備費・監視費全体で約43.4億円/年、初期費用21.2億円
厳格なアクセス制限・管理	・エリア毎ゾーニングのうえ、生体認証装置やICカードリーダーを設置し通行履歴を保存し、無資格者の通行を規制 ・入場規制や入室制限を要す扉への電気錠の設置(火災などの発生時は一斉開錠)	・CAIグループのノウハウ及び先進設備の導入を以て実施
外国語に対応できる警備員の配置・運営	・本IR開業までの期間に複数の外国語対応が可能な人材の採用強化及び語学教育の実施 ・オンライン通訳サービスや翻訳機を併用し、様々な海外の顧客へも対応できる体制を整備	・社内教育とともに、ホスピタリティ人材向けの語学教育アプリ等を活用
専門企業への委託によるサイバーセキュリティ対策	・協力企業のグループ会社専門監視拠点で24時間365日の遠隔監視を実施 ・マルウェアの不正挙動を検知した際は総合防災センターへの連絡のほか、該当PCを迅速に無効化し、原因究明を実施	・協力企業(セコム社)によるシステム及び人員の提供 ・警備費・監視費全体で約43.4億円/年、初期費用21.2億円
防災、犯罪予防等との連携	・統括機能であるコマンドセンターと実効性を有する組織体の総合防災センターを設置し、影響度が高い事案等に対処 ・緊急時にも通話可能な通信網構築、自営通信網機器の配備 ・IP通信機器の関係機関への貸与 ・警備会社との契約による緊急通報装置の整備	

1-4 犯罪抑止対策(次ページに続く。)

措置	主な内容	費用及び根拠
リスク管理体制の設置・運用	・警備部門や協力企業(セコム社)の警備員の効率的配置 ・モニター監視部門による、防犯カメラを利用した各種犯罪等の未然防止・早期発見体制の構築 ・コマンドセンターを連携窓口とした、県警や省庁を含む各関係機関・区域周辺の関係団体との緊密な連携、情報共有	・協力企業(セコム社)によるシステム及び人員の提供
苦情への対処	・リスク管理本部内に苦情処理の総括管理者を選任 ・対面や電話、オンラインフォームなど複数手法による苦情受付、受付手法の周知 ・従業員に対し定期的にリスクマネージャー研修を義務付け	・カジノ管理委員会規則に基づき実施 ・社内コンプライアンス規則の作成

【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

措置	主な内容	費用及び根拠
入退場管理 ・来場者対応	- 過去のインシデント報告者に対する警戒レベルの引き上げ、報告累積が一定値を超えた者の入場拒否 - 特定人物に関連したインシデント情報と本人特定情報の紐付けによる違反・不審人物検出効率化 - 迅速な避難誘導、一時的入場制限による二次被害防止	協力企業(セコム社など)によるシステム及び人員の供給
傷病者等対応	- 区域内の救護センター設置と外部の医療機関との連携 - AEDや外傷の応急手当、急性アルコールや薬物中毒者に対する応急措置を可能とする訓練の充実 - 従業員に対し応急処置研修の義務付けや有資格者配置	- 有資格者の配置及び従業員教育の徹底 - CAIグループの危機管理ノウハウの活用
防犯上のレイアウト設計	- 本 I R 区域周辺に侵入防止策を設け、出入口を限定して通行者の確認と管理を実施 - 主要動線周辺に防犯・防災中枢機関を配置し、即応体制を強化	侵入防止策を設計に反映済

1-5 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持

措置	主な内容	費用及び根拠
迷惑行為等の禁止、制裁	- 性的サービスの提供やカジノ顧客に対する金銭の貸付行為等を目的とする者の入場禁止の明示 - 迷惑行為を行った店舗に係る情報等を警察等へ提供 - 不適切な勧誘を行い退去措置を受けた人物の情報紐付けによる再入場の防止、当該人物検出の効率化	- 行政取組との連携、行政指導の遵守 - 広告の自主規制等には、CAIグループの実績あり。 ※ 治安改善や飲酒対策の基準をクリアした地区を夜間も安心して楽しめる地区として認定する英国発祥の制度。
不適切な広報活動禁止、善良な環境保持協力への依頼	- 広告等の自主規制 - 悪質な客引き・勧誘禁止(周辺店舗へ同対応協力依頼) - 深夜営業店舗に対する善良な環境保持協力依頼	
県警及び立地自治体・周辺自治体、住民組織等との連携	- 違反事例の共有、迷惑行為防止等の取組連携 - 住民要請事項に対応し、テナント等の本 I R 事業者の管理範囲が及ぶ事業者に改善要求 - 各種協議会を通じた、「パープル・フラッグ※」等の認定制度整備の提言、課題・方策の検証・実行	

1-6 青少年の健全育成

措置	主な内容	費用及び根拠
入場規制	20歳未満の者の判別及び入場拒否の徹底	オーストリアで実施している身元確認による入場管理及び広告規制のノウハウの活用
広告・勧誘の制限	20歳未満の方へのビラ等の頒布禁止 - 掲示・広告物における20歳未満入場禁止の明示	
動線分離	- 区域内で最も奥まった場所にカジノ施設配置 - カジノ施設を経由せず他施設へ移動可能な動線	施設の設計に反映済
20歳未満の者の飲酒喫煙防止	- 本 I R 区域内への啓発ポスター等の掲示 - 区域内・周辺店舗への協力依頼、売店等での年齢確認徹底	行政取組との連携、行政指導の遵守
青少年・新成人対象啓発活動	- 青少年向けギャンブルリスク理解促進教材開発 - ネットやゲーム依存研究への積極的な支援	- 懸念事項対策に係る費用とし本 I R 事業全体の想定営業利益の1.5%を上限に予算を確保 - 行政・民間団体へ財政的支援のため年間約1.2億円を拠出見込
自治体の実施する非行防止対策への協力	人的(従業員や講師の派遣等)、物的支援(財政的支援、場所の提供等)	
違反事例への迅速な対応、報告	- 規制当局を含む関係行政機関への速やかな報告 - コマンドセンターによる発生概要の把握 - 類似事例防止に向けた外部公表の検討	協力企業(セコム社)によるノウハウの提供

【様式：要求基準15】 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

1-7 アンチ・マネー・ローンダリング (AML)

措置	主な内容	費用及び根拠
内部管理体制の構築	- コンプライアンス委員会の中にAMLに特化したチームの設置 - AMLシステムや、AMLに係るマネジメントポリシーの整備 - 継続的なモニタリングと改善の実施 - 従業員に対しリスクマネージャー研修を義務付け - 行為準則の作成 - 事後における疑わしい取引の届け出等	CAIグループの海外での運営ノウハウを活用(各地域の規制・規準に基づき実施している。)
取引行為着目対策	- 当人口座以外への送金禁止 - 全ての第三者に対する不正なチップの譲渡や持ち出し禁止及びその明示と監視 - キャッシュプレイの禁止 - チップでの物品やサービスの購買及びカジノ口座のゲームプレイ以外利用の禁止 - 会員カードなどの譲渡禁止 - リワードとしての提供商品の監視 - 同一グループプレイヤーのイーブンゲームへの双方賭け制限 - 日本円以外でのチップ等購買禁止(外国通貨は要両替処理) - 来場者等からの暴力団の排除 100万円以上の取引の報告 - 疑わしい取引の監視・巡回	- 上記と同じ - カジノ管理委員会規則及びAML関係法令に基づき実施
情報共有・連携	金融機関等との情報共有・共同研修などの連携体制構築	
CAI社の知見に基づく対策の実施	CAI社が運営するカジノ施設のうち、AMLにおける追加的規制が存在する地域・国等において実施しているAMLのノウハウを活かした対策の実施	欧州各地において対応実績有

1-8 その他(雑踏事故防止・来場者による迷惑行為対策)

措置	主な内容	費用及び根拠
警備体制の整備	- 先端技術を活用した効率的・効果的な警備体制の整備 - 本 I R 区域内における警察等の関係機関活動スペース確保	
特別警備の強化	- 繁忙期対応も可能な自主警備体制の構築 - 地域の警備会社、派遣会社との連携体制構築 - 交通渋滞緩和のための交通整備要員配置 - パークアンドライドを含めた駐車場における特別警備の配置 - 雑踏事故防止 - カメラ機能やゲート情報による入域者数の把握、規定数超過時の入場規制	- 協力企業(セコム社)によるシステム、ノウハウ及び人員の提供 - 警備費・監視費全体で約43.4億円/年、初期費用21.2億円(特別警備に関してはイベント等の必要に応じて別途対応)
来場者による迷惑行為対策	- 従業員や監視カメラ等による薬物使用者や酔客の早期発見 - 過剰な酒類の提供禁止により酔客を生み出さない環境整備 - 威力業務妨害罪・不退去罪の適用に関する従業員向けの教育 - 不審者含め迷惑行為をする者への口頭注意、自主退場の要請、不退去罪の適用に向けた継続した退去警告と警察への通報 - 退去措置を受けた人物の情報紐付けによる再入場の防止、違反・不審人物検出	
その他	- 関係機関や関連事業者との連携体制の構築(全施策共通) - 従業員の行為準則、マニュアルの整備(全施策共通) - 被害関係者への迅速適正対応	CAIグループ及び本 I R 事業者のノウハウ等により実施

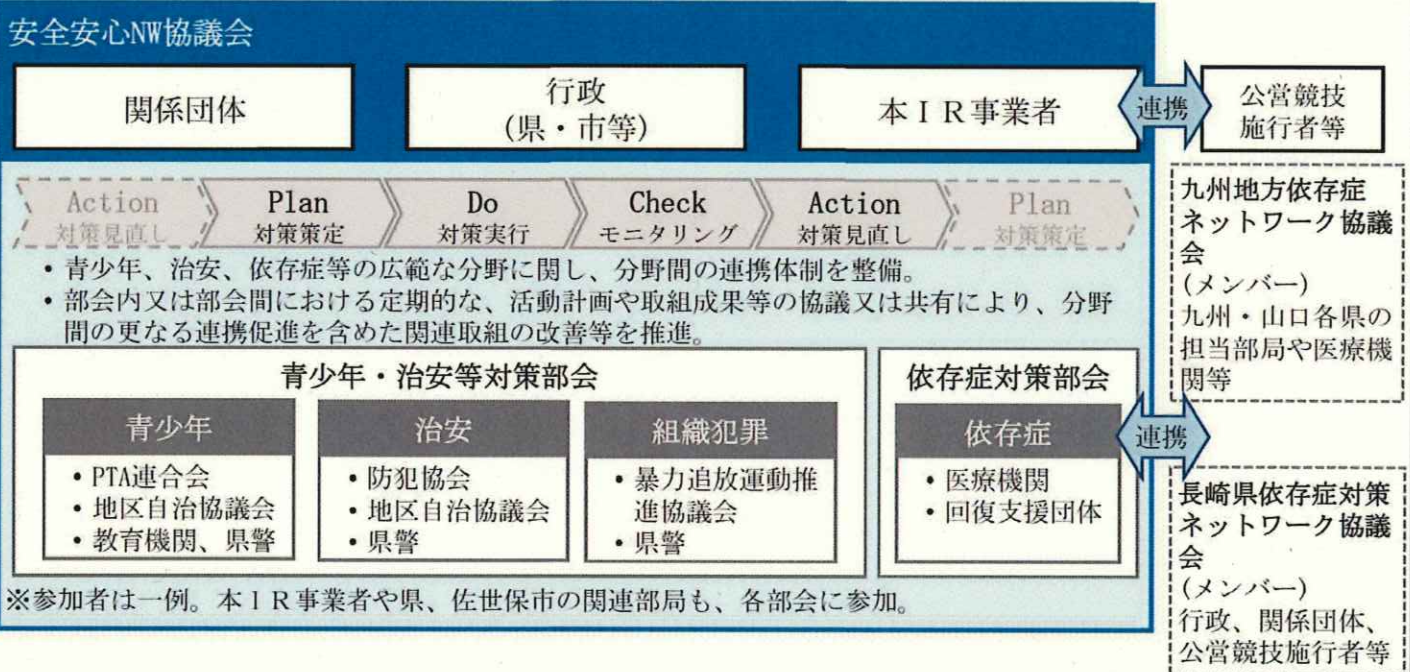
【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

② 国や都道府県等が実施する施策へのＩＲ事業者による協力事項

1 全体理念及び全体連携体制

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関し、県、市、本ＩＲ事業者は官民一体となり、平常時の抑制から発生後の対処に至るまで重層的に課題解決に取り組むことで、本ＩＲ施設の利用者が安心かつ自制心をもって施設を利用できる環境を確保。また、ギャンブル等依存症対策や治安維持対策の推進において、分野横断的なPDCA体制を確立し、効果的な施策推進等を図ることで安全な街づくりのモデルケースとなることを目指す。さらに、九州地方依存症対策ネットワーク協議会や国内の他のＩＲ事業者、公営競技施行者等とも連携を図るなど、国全体でのギャンブル等依存症等の対策推進にも貢献する。

(要求基準15-②-図表A 連携体制のイメージ)



2 協力の具体的内容及び根拠

主な 内容	共通	- 行政、医療機関、学術機関、民間団体、住民団体や公営競技施行者など、関係機関との緊密な連携体制の構築(安全安心NW協議会等の各種協議体への積極的な参画や防災及び防災に関する意思疎通を図る会議の開催等) - 関係機関が実施する実態調査への協力(統計情報の提供、調査実施の広報等)		
	青少年	治安・風俗環境	組織犯罪等	依存症
	20歳未満の者の飲酒・喫煙等に関する啓発資料の掲示・配布 - 自治体の実施する健全育成取組への人的・物的支援	- 良好な風俗環境の保持のため、パープルフラッグ等制度整備の提言 - 迷惑行為防止等の取組連携	- 反社会勢力排除に係る行政との適切な情報共有や行政施策情報発信への協力 - 区域内での関係機関の活動スペースの確保等	- 本IR区域内における啓発資料の掲示・配布 - 医療機関や相談窓口への費用の助成等、回復支援への協力等
根拠	- 懸念事項対策に係る費用(警備費・監視費を除く。)として、本IR事業全体の想定営業利益1.5%を上限に予算を確保見込 - 上記予算のうち、行政・民間団体への助成・支援、研究の推進等の財政的支援のため年間約1.2億円を拠出見込			